

## 第一百七十七回

## 参議院農林水産委員会会議録第三号

平成二十三年三月二十五日(金曜日)

午前十時二十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

主賓了君

委員

岩本司君  
大河原雅子君  
野村哲郎君  
山田俊男君  
一川保夫君  
郡司彰君  
外山斎君  
徳永エリ君  
牧山ひろえ君  
松浦大悟君  
青木一彦君  
加治屋義人君  
鶴保庸介君  
長谷川岳君  
福岡資磨君  
横山信一君  
渡辺孝男君  
柴田巧君  
紙智子君  
農林水産大臣  
副大臣  
内閣府副大臣  
農林水産副大臣  
農林水産副大臣政務官  
農林水産大臣政務官  
田名部匡代君農林水産大臣政務官  
経済産業大臣政務官  
田嶋要君  
小田克起君  
栗本まさ子君  
都筑秀明君  
遠藤俊英君  
加藤重治君  
藤木完治君  
梅田勝君  
伊藤仁君  
渡邊綱男君農林水産大臣政務官  
経済産業大臣政務官  
田嶋要君  
小田克起君  
栗本まさ子君  
都筑秀明君  
遠藤俊英君  
加藤重治君  
藤木完治君  
梅田勝君  
伊藤仁君  
渡邊綱男君

○委員長(主賓了君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学省研究開発局長藤木完治君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(主賓了君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(主賓了君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○長谷川岳君 北海道の長谷川岳です。よろしくお願いいたします。

三月二十一日から二十二日の二日間、福島県の被災地を回つてまいりました。被災地は大変な状況でありまして、被災に遭つた方々、福島県のみならず、被災に遭つた方々の皆様に謹んでお見舞い、お悔やみを申し上げます。また、自由民主党の道連の災害対策本部として、三月十二日から十七日までの間で北海道の被災地を回つてしまりました。

委員の皆様にお配りしております資料一、こち

- 農林水産に関する調査
- (畜産物価格等に関する決議の件)
- 農林水産に関する決議の件
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

いうような大きな被害が出ておるところでござります。

そこで、お尋ねしますが、全国、現在把握している地震における水産の被害についてどれくらいになつてあるでしょうか。農水省にお聞かせ、大臣にお聞かせいただきたいというふうに思いました。

○大臣政務官(田名部匡代君) 長谷川委員におかれましては、御地元北海道のみならず他県の被害地の御視察、本当に御苦劳さまでございました。

この太平洋沿岸を中心とした被害ですけれども、大変広範囲にわたつております。特に震源地に近い岩手、宮城、福島の三県においてはなかなかどれだけの被害があるかという詳細を把握しきれていない状況です。ただ、そんな中でも、約二万隻の漁船、二百六十三の漁港が壊滅的な被害を受けているということがありますし、水産関連の施設におきましては、北海道から沖縄まで全國にわたりの被害があるというような状況です。

○長谷川岳君 大変な状況でありますけれども、できだけ早い把握をお願いしたいというふうに思ひます。

次の質問に入ります。

漁船保険に入っている場合、どのような補償になるかをお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 漁船保険でありますけれども、今回の震災のように漁船が不慮の事故により壊れたとか沈没してしまつたとか、そういう場合に損害補填するわけでありますけれども、その補償というのはあくまでも漁船の残存価格を補償するものであるということでありまして、漁船保険に加入している漁船が大変今長年使われているような状況にありますので、そういう場合にはまたそれに応じた保険金が支払われるということになつてきます。

○長谷川岳君 特に、今御指摘があつたように、残存価格の評価しか補償されないという状況でありますので、新しい船を造るにしても全然足りないと。政府として何らかの対策を是非とも考えて

いたがたいと、そのように思いますが、いかがですか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生御指摘の通りであります。本当に壊滅的な被害が発生してゐるということで、できるだけ早くその被害状況を把握をしつつ、また速やかな漁船の再建に向けて、昨日も委員会で申し上げましたが、船があれば何となるんだという、そういった思いにたつて、これまでに今から検討してまいりたいと考えています。

○長谷川岳君 激甚災害に指定はされておりますけれども、今まで経験したことのない大震災だと

いうことで、激甚災害の対象の拡充強化をするよ

うな考えはないかを内閣府の方に伺いたいといふうに思います。

○政府参考人(小田克起君) 御説明いたします。

この度の地震、津波による災害につきましては、被害の全容が明らかになる前ではございませんけれども、被害の甚大さから明らかに激甚災害指定基準を超えるものと判断して、災害発生の翌

日、三月十二日に激甚災害指定の閣議決定をしてございます。

今回の激甚災害指定は、全国を対象として、公共土木施設のほか計十八の措置が適用されている

は、これまで災害の実情などを踏まえた見直しが行つた例はございます。例えば本年の一月に

は、昨年の梅雨期の豪雨灾害や奄美大島における豪雨灾害など、局地的ではあっても地域に与える影響が大きな灾害が発生していることに鑑み、公共土木施設等に係る局地激甚災害の運用を緩和したところがございます。

今後とも、災害の実情や社会情勢の変化などを踏まえ、制度を適切に運用していくことを考えております。

○長谷川岳君 激甚災害が指定されて、共同利用の小型漁船については、大破あるいは沈没、流失された船が百隻以上にならなければ対象外となると

いうふうになつておりますが、このような隻数について緩和するような考えはありませんか。農水省にお尋ねしたいと思います。

○副大臣(筒井信隆君) 激甚災害の要件として、今先生が言われたとおりでございますが、この支援以外に今のところ、先ほど田名部政務官から話がありました、保険もありますし、あるいは融資もあるわけでございますが、それで十分かどうかはや問題がありますので、現在、大至急有効な更なる支援策、これを検討しているところでございます。

○長谷川岳君 養殖施設についてもこれは同じことが言えるんですが、私のお配りをさせていただいている資料二の方の十三ページ目を少し御覧になつていただきたいんですが、例えばなんですが、この渡島管内の南茅部町という、函館市の茅部町でありますけれども、ホタテと昆布の養殖施設が被害を受けておりますが、この被害に関するところが、この度の地震、津波による災害につきましてはございません。

○長谷川岳君 これはまさに今全ての漁港と言つていゝものが壊滅的な状況でございますから、それを復旧、早急な復旧を図らなければなりません、そのため必要な予算は必ず確保する、全面的に確保する、そういう決意で今農水省は取り組んでいるところでございます。

○長谷川岳君 水揚げをした後の製氷機あるいは冷凍庫、加工場、あるいは漁獲量を量るトラックスケール等の整備予算についてどのように考えておられるかをお聞かせいただきたいと思います。農水省。

○副大臣(筒井信隆君) 共同利用施設を含めた復旧のための予算ですね、今の質問は。

○長谷川岳君 はい。

○副大臣(筒井信隆君) それもまさに先ほどの漁港についての考え方と一緒にございまして、共同利用施設も全面的な壊滅状態でございますから、それを早急に再建するための予算はきちんと手当てをする、こういう決意でございます。

○長谷川岳君 そして、同時に付け加えますが、その漁港と共同利用施設について、今まで原則、今までそういう基準でやつてあるところでございますが、たゞ、以前と基準が違つてより緩和されたとという点があることは御存じだと思いますが、魚種ごとに

今までその二千万という要件が必要だったわけですが、今回は魚類養殖施設全体、大きく

くりにして、全体で二千万になれば要件に適合するという形になりましたので、実質上大幅な緩和であるというふうに考えておられるところです。

○長谷川岳君 是非とも地元の被災地最優先での対応をお願いしたいというふうに思います。それから、新造船を造つても港が整備されなければなりません。漁港予算をどのように考えます。

ているかをお聞かせいただきたいと思います。農水省の予算ですね。

○副大臣(筒井信隆君) 今の質問は漁港の復興の予算ですね。

○長谷川岳君 はい。

○副大臣(筒井信隆君) これはまさに今全ての漁港と言つていゝものが壊滅的な状況でございますから、それを復旧、早急な復旧を図らなければなりません、そのため必要な予算は必ず確保する、全面的に確保する、そういう決意で今農水省は取り組んでいるところでございます。

○長谷川岳君 水揚げをした後の製氷機あるいは冷凍庫、加工場、あるいは漁獲量を量るトラックスケール等の整備予算についてどのように考えておられるかをお聞かせいただきたいと思います。農水省。

○副大臣(筒井信隆君) 共同利用施設を含めた復旧のための予算ですね、今の質問は。

○長谷川岳君 はい。

○副大臣(筒井信隆君) それもまさに先ほどの漁港についての考え方と一緒にございまして、共同利用施設も全面的な壊滅状態でございますから、それを早急に再建するための予算はきちんと手当てをする、こういう決意でございます。

○長谷川岳君 そして、同時に付け加えますが、その漁港と共同利用施設について、今まで原則、今までそういう基準でやつてあるところでございますが、たゞ、以前と基準が違つてより緩和されたという点があることは御存じだと思いますが、魚種ごとに

今までその二千万という要件が必要だったわけですが、今回は魚類養殖施設全体、大きく

くりにして、全体で二千万になれば要件に適合するという形になりましたので、実質上大幅な緩和であるというふうに考えておられるところです。

○長谷川岳君 一つなく生鮮品というのは流通できません、なるというのが前提でありますので、総合的な対策を是非とも迅速に進めていただきたいというふうにお願いをさせていただきたいというふうに思っています。

冒頭でも申し上げましたが、三月の二十一日、二十二日に、福島県の中通りの町、会津の町あるいは郡山市の避難所を訪問させていただきましたが、現地において非常に気になる点、特に二点、是非とも改善をいただきたいということがございました。

特に、東京都で今水道水の摂取についての規制が行われておりますが、福島の町の役場の方々が非常に今立腹をしている、御立腹の点があります。不満は持つていています。その方々の不満は何かというと、飲み水あるいは農業用水の検査を是非とも早急に住民に説明をしたいということでお願いを、県の災害対策本部にどこで窓口をということで伺ったところ、福島県の原子力センターに確認をしていただきたい、そこまではよかつたんです。福島の町の役場の方々が、福島県の原子力センターに是非とも水を持っていくので確認をしてくださいという話をしたところ、検査機器がないと、千葉県にあるのでそちらに出向いてくださいというとんでもない答えが返ってきております。

して全力で取り組ませていただきました。経済産業省は電力の所管ということで東電の方からの情報も取させていただきましたが、御案内のとおりこれ、津波で電源がいかれてしまいまして、そういうことで肝心なデータが取れないという問題もある中で、モニタリングカー、移動式の車を走らせながら北門や西門のところでの測定、それから二十キロ圏内、三十キロ圏内そして福島県内と、いろいろデータは取させていただいておるところでございます。

この委員会の直後に連絡を取らせていただきまして、その点に関して検討させていただきたいと思います。

○長谷川岳君 恐らく、副大臣が行かれているのは原子力発電所といふか、その発電所に対する対応で非常に忙殺をされていると思います。しかし、皆さんのが一番、やはり周辺の住民特に県内の住民の不安というものを払拭するような手だけで打つていただきたいと思います。

○大臣政務官(田嶋要君) だんだん重要な活動の軸足が多つてきてる、あるいは広がつてるとおもいます。

餌がない、それから油がないということ。それからもう一つは、電気もなくて、最後に、三月二十九日からは放射性物質による出荷停止となつて出荷もできないと。ないない尽くしというところあります。

そして、官邸文書室と連携をしながら、統合のホームページも立ち上がっておりましす。携帯電話からも見れるようになつておりますが、しかし、おつしやつていただきましたような水のデータあるいは農作物のデータ、その辺になりますと、今おつしやつたようなことが起きているのかなというふうに思つておりますので、これを機に改めておつしやつていただいた情報、調査をさせていただきたいというふうに思います。

うことがございまして、実は毎日、松下副大臣から  
は一日に五回以上アクセスが届いてござります  
が、原発のそのものの事故のアップデートもあ  
りますけれども、福島県全体の様々な情報がファク  
スで来ておりますので、今おつしやっていた大い  
きます。

○大臣政務官(田名部匡代君) 飼料に關しても、まだ被災者の皆さんへの食料に關してもそうです  
が、毎日いろいろと現地とも確認を取りながら、どういう状況になつてゐるかということについて  
お聞かせていただきます。農水省のお考えを聞かせて  
いただきたいと思います。

○長谷川岳君 政務官 調査をするという段階ではないんです。早急に機材を持っていて調べていただくというような体制づくりを今お願いをしているんですね。

○長谷川岳君 農業用水にもかかわる。請だのではやはり農水省としても協力すべきだと、そのように思います。そのお考えをお聞かせいただきたいと、いうふうに思いますが、大臣、お願いしたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) もちろん、経済産業省それから文科省、この調査の件につきましては全般的に協力をしてまいりたいと思つております。

○長谷川岳君 供給対策はしているというふうに  
は農水省さんはおっしゃっていますけれども、実  
際に末端の酪農家さん一軒一軒に伝わっている情  
報はとにかく荷停止だけの話なんです。その後  
先生からいただいたいのような情報も含めて、早速現  
地と確認を取り合いたいと、そのように思いま  
す。

いというふうに思います。  
○長谷川岳君 今一番大事なことは、やはり現場に出かけていくことだというふうに思います。経験

○長谷川岳君 改善をしていただきたいという、早急に改善していただきたいもう一つ、一点点あります。

の話、餌の話 来ていません  
この点について、正確にやはりもう一度酪農家さん  
さんを含めたこういった孤立した農家さん、酪農

済産業省からやはり至急現場へ派遣する人員を増やす、そういうことを、体制づくりをすべきと思

西会津地域の三島町というところの角田牧場とい  
うところにお邪魔をしました。牧場のあるじ、

家さんがいかどうかという部分の確認を、大変な状況でありますけれども、お願ひをしたいと

いますが、もう一度お話をさせていただきますけれども、こういった体制づくり、それから現場へ派遣する。その点について早急にしていただく。ということをお約束をお願いしたいと思います。

あるいは現場の声というのは非常に切実で、その会津の皆さん、現在八軒ぐらいの酪農家さんが完全に今孤立をしています。それは一つは、災害が起きて石巻港の港が壊滅的なダメージを受けたの

いうふうに思いますが、政務官お願ひします。  
○大臣政務官(田名部匡代君) 先生の御指摘、大  
変重要なことだと思っています。  
それで、農家を会員とします畜産関係の団体に

○大臣政務官(田嶋要君) 現地には事故の発端直後から副大臣が現地の本部長として参つてござりますので、現在は松下副大臣が現地におります。

で、粗飼料あるいは濃厚飼料が入ってこない。そして、加工している本宮町という福島県の場所の加工所もやられているということで、まず二つは

対して重ねてこれまでも説明の機会を設けてきました。実は、先般、二十二日にも行っているんですが、三月十四日、十五日、二十二日と、説明の

機会を設けまして、飼料メーカーに対しましては、今後の供給見通し等について取引先の生産者にも、きめ細かく情報発信をしていただきたいということでお対応を求めているところでございます。そのことも改めてどういう状況になつてあるかを確認をしながら、飼料が行き届かないような孤立した地域があれば対応できるように手配をしていきたと考えています。

○長谷川岳君 特に、油がないので朝晩の搾乳の乳房清拭という乳を拭く作業も、必要なお湯を沸かすためしか使っていません。非常にせつば詰まつた状況であります。油も含めです。こういつたことについては冰山の一角だというふうに思いますが、しかるべき措置をとつていただきたいとお願いをしたいというふうに思いました。

あと、もう一つ質問させていただきますが、地震、津波による今現在の工場、こういった飼料工場も含めた停止はどれくらいあって、今復旧状況については把握をしておりますか、農水省にお尋ねをいたします。

○副大臣(筒井信隆君) 一つは牛乳の処理工場、これも止まっているのが多かつたわけですが、いまして、現時点では東北地方の牛乳の処理量が三割、昨日の時点で三割程度というふうに聞いております。ただし、一両日中にその工場の操業、試験操業でございますが、再開されるという状況に入っているというふうに聞いておりまして、しかしまた、既に再開している工場においても今おつしやつた燃料が不足をしているという状況がまだ続いております。

しかし、燃料に関しましても、今御質問がありました飼料、餌に関しましても、水産庁の船を含めまして、それからトラックを含めましてずっと運んでおりまして、これらによつて燃料に関しては、出荷制限の指示の対象となつた農産物に限らず、一般論として今回の事故との相当因果関係が認められるものにつきまして、この原子力損害賠償法に基づき適切な賠償が行われることになります。

ですから、さらにその工場の操業を広げていきましたいといふうに思つております。

○長谷川岳君 牛乳パックの包装資材の現状につきましては、今そのメーカーの方には今緊急に必要な種類のものに集中して生産をしてほしいというふうな要請をしたり、それからやはり燃料が大きな問題題、燃料に、紙パックの場合には更にいろんな資材も大きな問題でございまして、これらがきちんと供給されるように経済産業省にもお願いをしながらその努力をしているところでございます。

○長谷川岳君 政府は原発の放射性物質により原乳あるいは野菜の出荷停止を福島県、茨城県などに指示を出しましたが、やはり農家に不安を与えないためにも出荷停止による支援を政府はどのように考へておられるのかということをやはり明確に打ち出していく必要があると思うのですが、文科省の見解を伺いたいと、これは文科省ですか、伺いたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) 文部科学省は、原子力損害の賠償法を所管している立場からお答え申し上げさせていただきます。

現在、今回の大きな地震により発生いたしました福島第一原子力発電所における事故が起こつてしまつた、既に再開している工場においても今おつしやつた燃料が不足をしているという状況がまだ続いております。

しかし、燃料に関しましても、今御質問がありましたが、これまでのところは、水産庁の船を含めまして、それからトラックを含めましてずっと運んでおりまして、これらによつて燃料に関しては、出荷制限の指示の対象となつた農産物に限らず、一般論として今回の事故との相当因果関係が認められるものにつきまして、この原子力損害賠償法に基づき適切な賠償が行われることになります。

この賠償につきましては、この原子力損害賠償法によりましては原産業者である東京電力に

責任集中をしておりますので、その東京電力が賠償責任を負うことになりますけれども、政府としても東京電力がその責任を全うできるよう連携協力して被害者の方々が適切な補償を受けられるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

○長谷川岳君 適切な補償というのは、政府の責任で農家の損失を全額補償するという考え方でよろしいでしょうか。

○政府参考人(藤木完治君) 先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、この原子力損害賠償法におきましては、今回の事故との相当因果関係が認められるもの、これにつきまして適切な賠償を行うという考え方でございます。

○長谷川岳君 例えば、農家さんが自ら近隣県で自主的に自粛をした場合、出荷の自主的な自粛をした場合、政府としての補償はどうに考えておりますか。

○政府参考人(藤木完治君) 先ほどは政府の指示により出荷停止ということでございましたけれども、それ以外でも自粛という形で出荷をされないという事態が当然起つていると思います。それに関しましても、この原子力損害賠償法によりましては、やはり相当因果関係があるものについてはそれを必ず賠償するという考え方方に立つております。

○長谷川岳君 補償を行うのに一定の期間が必要としても必要となります。出荷停止となれば今入ってくる収入が全くなくなるという状況でありますので、損害賠償、補償がされるまでの間の当座の資金が必要であります。この当座の資金についてどのように考えているのかを農水省並びに文科省にお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今委員から申されたつなぎ資金というものは非常に今大事なことであります。早急にこの仕組みというものをつくるべく、今検討しているところでございます。

○政府参考人(藤木完治君) 文部科学省としても

お話しになられたとおりでございますけれども、風評被害、事實に基づくもの、基づかないもの、概に全てこれを補償、賠償するというわけであるともないとも言えませんけれども、ただ、先ほど様々あると思います。したがいまして、これも一概に全てこれを補償、賠償するというわけである相當因果関係があるものについては、風評被害と言われるものであります。その相当因果関係によつて判断して賠償されるものというふうに考えております。

○長谷川岳君 昨日、福島県のキャベツ農家さん

で自ら命を絶たれるというようなことが起きまし

取り組んでまいりたいと思います。

○長谷川岳君 風評被害により、被災地のみならず野菜全体の売行きが悪くなつております。これについて政府としてどのような支援をしていくか

ということも具体的にやはり考えていただきたいというふうに思いますが、農水省、文科省、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○副大臣(筒井信隆君) 今政府が放射性物質の付着状況を調べて、その基準が超えた場合について指示を出しますが、もちろんこの指示を出した部分についてはこれは補償の対象であることははつきりしております。これは風評被害ではない。そういう風評被害と言えるものは、そういう放射性物質の付着がしていないものについても受領拒否等をやられて、あるいは自主規制をして、そして販売できなかつた場合が風評被害の中

に大きく言えば当たると思いますが、その場合でも、先ほど文科省の方で答弁されたように、通常やつぱりそういうものに対して一般国民がその放射性物質の付着について疑念を持つというふうに考えられる期間、場所のものであればやはり損害補償の対象になるというふうに考えております。

ですから、まとめて言えば、風評被害のもの全てがそのまま損害補償の対象になるわけではありませんが、その中の一定条件にかなつたものは損害補償の対象になるというふうに考えております。

○政府参考人(藤木完治君) ただいま副大臣からお話しになられたとおりでございますけれども、風評被害、事實に基づくもの、基づかないもの、概に全てこれを補償、賠償するというわけであるともないとも言えませんけれども、ただ、先ほど

相當因果関係があるものについては、風評被害と言われるものであります。その相当因果関係によつて判断して賠償されるものというふうに考

えております。

た。やはり、農林水産大臣として生産者を守る、

それから消費者を守る。それから必要な措置を講じるというような明確なメッセージを是非とも出していただきたい。今、官房長官も頑張つてはおられますけれども、やはりこの食については一番の農林水産大臣から生産者や消費者の方にメッセージを出していただくというのが私は適切だと思うふうに思いますが、是非ともこのようなメッセージを出していただけないでしようか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 私自身も記者会見、あるいはまた記者の方々から聞かれるたびごとに私どもの考え方を発信をさせていただいておりま

とにかく、本当に今日の被害に遭われている農業者、また原発事故によってまさしく出荷停止となつた農家の方々の思いというふうなものを私どもはしっかりと受け止め、そして農業者の方々、漁業者の方々、これからも意欲を持つて引き続き

農業をやっていたたまごとのできるように、水産業に励んでいたただくことができるよう、私も万全の措置を講じてまいりたいということをこれからも発信してまいりたいと思つております。

**○長谷川岳君** 是非とも生産者を守る、そして消費者を守る、必要な措置を講じるというようなことを常日ごろから発信はされているものの、やはり被災地の皆さんにはテレビで官邸の中継を見るのが一番の情報源になっています。是非とも官邸で大臣自らがメッセージを、明確なメッセージを送つていただきたいともう一度、再度お願いをいたしたいと思いますが、いかがですか。

**○國務大臣(鹿野道彦君)** 農業者なりまた国民生活に対する食の安定供給又は食の安全というふうなものとを確保するということにつきまして、どのような形で発信をしていつたらいか検討をしながら、できるだけ多くの方々にこれが行き渡るうちに努力をしていきたいと思つております。

**○長谷川岳君** 被災地含めて、日本有数の米ど

ろであります。七百九十五万トンのうちの約二〇%を占めておるというような状況も聞いておりますが、今回、被災によつて米も作付けできないところが出てくるであろうというふうに思われます。政府として、土壤汚染などをしつかり見極めた上で、米の作付けができるようになるまで特別な補償をするというようなお考えはないでしようか。

(副大臣) (筒井信隆君) 放射性物質を原因として、理由として米の作付けができなかつたもの。そまさに損害賠償の対象でございますから、作付けができなくなつたことによる損害全ては補填されるものだというふうに思つております。一般的に言えは、休業補償とか営業損害とか言われる部分として一〇〇%補償をされる、こう考えております。

**○長谷川岳吾君** 今回非常に政治的な半面が求められると思います。それは、被災県での作付けができない状況の中で、作付けをするのかしないのか、あるいは残念なことに政府の中できさせないのか、ということも政治判断が出てくるというふうに思います。やはりこのような状況を、もうそろそろ田植が四月になれば始まりますから、このよくな中でいつごろ政治判断をするのかということが私はまさに問われていると思いますが、大臣に質解を伺いたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 非常に重要な問題でもあります。今、真剣に取り組んでおるところでございまして、必ず間に合うように、生産者の方々に合った形で、きちっと施策を講じてまいりたいと思つております。

○長谷川岳君 これは、間に合うというのは田植に入る前ということで認識してよろしいですか、政治判断は。

変なことがありますから、間に合うように農林水産省にての考え方を明確に打ち出していきたい

○長谷川岳君 是非ともお願ひをしたいと思いま  
す。強いメソセージとそれから政治判断をお願い  
したいと思います。

よろしくお願ひいたします。  
○委員長(主演了君) これは、理事会で相談をさせていただきます。  
○長谷川岳君 それでは、加工原料乳に関する質問をさせていただきます。  
一つは、先ほど、今日、事務所に、加工原料乳

場の高騰、特に〇八年の七月に匹敵する今トウモロコシ等の配合飼料の価格も上昇しておりますが、このような配合飼料等の価格の上昇をどのように見ているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○**國務大臣(鹿野道彦君)** 今委員からの御指摘のとおりに、この配合飼料価格の動向から、今後二年間見込まれる農家の負担の増加というふうなものを織り込んで算定して、そして前年度に比べて十銭の引上げというふうなことで諮問させていただいたということでござります。

○**長谷川岳君** 中東情勢の悪化で燃油価格も高騰しておりまして、今後の上昇はどう見ていらるべきかをお聞かせいただきたいと思います。

臣、お願いします。

○長谷川岳君 補給金単価が引き上げられたものの、十銭というようななかなか厳しい数字であつたと思いますが、このような下げ要因というか、要因というるのはどのようなものがあつたのかを伺いたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 先ほども申し上げましたとおりに、この一年間の見込まれる農家の負担額といふのは幾々予想してござつたといふが、その時点でまた対処していくかなきやならないと、このように考えております。

うな考え方でこのような数値で諮問させていただいたいと  
いたということでござります。そういう意味で、  
は、今後の、酪農家の人たちに飼料の高騰とい  
ふうなものを見込んだ形でこの一年間取り組んで  
いたただくことができるんじゃないかなと、こんな思  
いの中です踏みをさせていただいたということでござ  
ります。

○長谷川岳君 酩農家さん、あくまでもこの生産の生産によつて生計を立ててゐるというのが大前提です。今後、生産費はどのように推移されるか予想されておりますか。お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) これから、この飼料が果たしてどういうふうな動きになつていくか、また先ほど言われたエネルギーの動向というふつたもの、これはなかなか今の時点で軽々に私どもも予断というふうなものはなすべきことはいかがなほのかと、こんなふうに判断をいたしておりますが、しかし緊急状況、緊急に考えていかなきやならない、見直していかなきやならないような状況になりますならば、その時点で対応していくといふふうなことになると思います。

○長谷川岳君 限度数量は百八十五万トンといふことで昨年と同様の数量であります、今後拡大させていく考えはあるかどうか、伺いたいと思ひます。

ます。

○國務大臣(鹿野道彦君) 御承知のとおりに、この限度数量におきましても、実績は百八十二万トンであります。しかし、今日の状況を踏まえて据置きをさせていただいたと、いうふうなことでござりますので、このような数字で判断に立ったといふようなことは、これから消費の動向あるいは生産動向を見据えて百八十五万トンということです。

○長谷川岳君 諸間させていただいたと、いうことでござります。

○長谷川岳君 酪農家の戸数というものは減少で歯止めが掛かっていません。減少率、都府県で五%、北海道で今二%というふうになつております。酪農として生活していくけないから辞める、また先行きが不安定だからこそ離農していくと。やはり、しっかりと酪農経営の継続ができるよう、また担い手を育していく施策などをどのように考へているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 私どもも、この酪農家の人たちに引き続き意欲を持つて励んでいただくといふようなことから、重ねて申し上げますけれども、いさかかなりとも十銭の引上げをさせていただいて、いわゆるこの単価についても諸問されておりたまきましても、酪農家の方々が増産に向けた取組も是非やつていただきたいと、こんな思いを込めてこのような数値を設定させていただいたと、いうことは御理解をいただきたいと思います。

○長谷川岳君 非常に厳しい状況でありますから、この状況によって期中改定ということについてのお考えは幅広く持つていらっしゃるのか。これ、柔軟に対応するという余地はあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) かつて期中改定も行われたこともございます。私どもとしては、重ねて申し上げますけれども、その時点で判断をしてまいりたいと思っております。

○長谷川岳君 経産省の方にはあと質問まだあり

ますので、あと、文科省の方はありがとうございます。

○長谷川岳君 内閣府もいいですか。

○委員長(主瀬了君) それでは、そのような申出がございました。小田審議官、藤木研究開発局長、お引き取りいただいて構いません。ありがとうございました。

○長谷川岳君 配合飼料の高騰関係についてお聞かせをいただきたいと思います。

配合飼料に関しては、平成二十三年の四月から六月期でトン当たり二千円程度の値上げがありまして、生産資材価格の値上げも回避できない状況であります。

配合飼料価格安定基金の財政不足が今心配をされております。平成十九年から二十年の高騰時の借入額約千二百億円をただいま返済中であります

て、他方、飼料高騰によつて基金からの補填が続ります。政府としてどのように考へているのかを具体的に伺いたいと思います。政務官。

○大臣政務官(田名部匡代君) 今の配合飼料の価格安定制度の補填の財源についてですけれども、いざかかなりとも十銭の引上げをさせて

いただいて、いわゆるこの単価についても諸問されておりたまきましても、酪農家の方々が増産に向けた約百八十億円の積立増ということで、補填財源が直ちに枯渇する状況はないというふうに考えております。

○長谷川岳君 非常に厳しい状況でありますから、この状況によって期中改定ということについてお考えは幅広く持つていらっしゃるのか。これ、柔軟に対応するという余地はあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 二十一年度からは、強

い農業づくり交付金だけじゃなしに、国の直接採

択事業を中心として推進をしてまいりたいと、こ

のように考へております。

○長谷川岳君 この点、非常に皆さん危機感を

料費は生乳の生産費の約三〇%を占め、コスト高いのが必至であります。配合飼料の価格高騰が見える中、自給粗飼料の役割が大きくなる一方で、基盤整備事業というのが非常に縮減をしております。基盤整備事業について十分な予算確保が必要であります。どのようにお考えになつておられますか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 自給飼料生産というものを拡大することによりまして、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産經營を実現させるといふことは、大変我が国の畜産の持続的な発展を指す上で重要であると考えております。

そういうようなことから、具体的に草地の更新や、あるいはまた今日の状況の中で、完全混合センターというようなことなどの整備といふうなものによつて自給飼料の生産振興を考えているところでございます。

○長谷川岳君 さらに、強い農業づくりの交付金の大大幅な縮減平成二十一年が二百四十四億、二十二年が百四十四億、平成二十三年三百一億といふことで、TMRセンターの設置あるいは新規就農者支援対策、例えば公社営農場のリース事業等が減少しております。地域の生産基盤を維持する対策が非常に目減りをしています。どのようなお考え方をしているのかをお聞かせをいただきたいと思います。大臣、お願ひします。

○國務大臣(鹿野道彦君) 二十一年度からは、強い農業づくり交付金だけじゃなしに、国の直接採択事業を中心として推進をしてまいりたいと、このように考へております。

○長谷川岳君 一部の生乳需給見通しでは、平成二十三年のチーズ向けの販売数量は五十万トン程度と聞いていますところもありまして、約十万トン

分、まあ十四円六十銭ですから十四億六千万円の予算は当初から活用できないということになるのではないかという指摘がありますが、いかがですか。

○長谷川岳君 つまりそれは、チーズ対策八十八億円の弾力的な運営が必要と、つまり使い切る対

策が必要ということになりますが、この点につい

て認識をしているということでおろしいでしよう

生産を拡大してまいりたいと思つております。

○長谷川岳君 チーズ対策の関係に移させていた

だきます。

○副大臣(筒井信隆君) チーズ向けは、チーズは今後も需要拡大が期待されるところでございまして、そして、今先生もおつやつたように、今までの拡大部分について支給をしていたわけですが、今度はその全体について一律に支給する、こういう形にしたわけでございまして、そのため予算額も大幅に増やしたところでございまして、これは生産者の方から一定の評価、一定のというか大きな評価をいただいているというふうに考えております。

○副大臣(筒井信隆君) チーズ向けは、チーズは今後も需要拡大が期待されるところでございまして、そして、今先生もおつやつたように、今までの拡大部分について支給をしていたわけですが、今度はその全体について一律に支給する、こういう形にしたわけでございまして、そのため予算額も大幅に増やしたところでございまして、これは生産者の方から一定の評価、一定のというか大きな評価をいただいているというふうに考えております。

○長谷川岳君 一部の生乳需給見通しでは、平成二十三年のチーズ向けの販売数量は五十万トン程度と聞いていますところもありまして、約十万トン

分、まあ十四円六十銭ですから十四億六千万円の予算は当初から活用できないということになるのではないかという指摘がありますが、いかがですか。

○長谷川岳君 つまりそれは、チーズ対策八十八億円の弾力的な運営が必要と、つまり使い切る対

策が必要ということになりますが、この点につい

て認識をしているということでおろしいでしよう

てまいりたい、そしてそのことによつて自給飼料

持つておりますので、対応の方をお願いしたいと

いふふうに思ひます。

二〇〇八年以來の穀物の価格の高騰と今後の配

合飼料や生産資材の値上げが脅威であります。自

然の問題点が確かに指摘されているところでござりますが、それらは実際に検討して、問題点があればそれを見直しながら取り組んでいきたい。た

だ、チーズ向けの方を重点的に、集中的に取り組んでいきたいという考え方でやつてしているところでござります。

○副大臣(筒井信隆君) それらの点についていろ

んな問題点が確かに指摘されているところでござりますが、それらは実際に検討して、問題点があればそれを見直しながら取り組んでいきたい。た

だ、チーズ向けの方を重点的に、集中的に取り組んでいきたいという考え方でやつてしているところでござります。

○長谷川岳君 つまりそれは、チーズ対策八十八億円の弾力的な運営が必要と、つまり使い切る対

策が必要ということになりますが、この点につい

て認識をしているということでおろしいでしよう

○副大臣(筒井信隆君) おつしやるとおりでござります。

○長谷川岳君 チーズ向けの乳価については、他の飲用向けや生クリーム向けと比較しても非常に安いと、それから国内産チーズの振興と酪農経営の安定を図る上で単価の上乗せが必要と考えます。ところでありますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(筒井信隆君) 今、クリーム向けの方の単価の上積みを言わわれているんですね。

○長谷川岳君　　はい。  
○副大臣(筒井信隆君)　生クリームの方は今後需  
要の拡大がそれほど期待できないというふうに考

えておりますし、乳価も結構高くなつておりますから、農水省としてはやはりチーズ向けの方に集中をした制度でこれからもやつていきたいなどとい

うふうに考へて、いるところでござります。  
○長谷川岳君 そうしたら、液状乳製品の生ク  
リーフのようつ、二周系へこむけて、ござります。

リームのむち。一と開発は人らせていたがきもが、特に生クリームについては、海外乳製品と競合しないフレッシュな乳製品として拡大は続けて

いります。二十二年度に関しては百万トンを超える見込みにまで成長しています。今後とも、国産乳製品として海外乳製品に対し優位に販売を取り

進めることが可能な液状乳製品に対する支援策を講ずることが総合乳価の上では酪農生産者の経営

安定につながるというふうに考えておりますか  
今後もこの支援措置が必要だというふうに思いますか  
ですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います

○副大臣(筒井信隆君) 先生がおつしやるとおり、今国際競争にさらされている方を持て集中しておられます。

て支援制度をつくつてあるわけですが、この状況のいろんな変化ももちろん考えられるわ

見てございますから、それらの点は柔軟に考えて、見直しながらやつていきたいというふうに考えております。

○長谷川岳君　是非とも考慮をいただきたいといふうに思います。

海道において、酪農經營の副産物と言われるホル

○長谷川岳君 話は変わります。先般、予算委員会でござります。

会におきまして、これは経済産業省にお尋ねをいたしますが、質問をさせていただいた際、経済産業者が作成したTPPの説明資料について、海江

田大臣、熟読談義し、誤解を与えないような表現にするという旨の答弁がありました。

このような状況の中で、TPPの状況というの  
は非常に厳しいというふうに、私自身これは絶対

に無理だというふうに思つておりますけれども、再度経済産業省にお尋ねしますが、このTPPの

説明資料、どのようにお直しをしたのか、お尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官(田嶋要君) 三月九日 委員から御質問いただきまして、大臣から今おっしゃつてございましたような御答弁がございました。今朝改め

たたいか。」が御参考になさる事で、今朝は  
まして資料を確認私もさせていただきました。よ  
り趣旨を的確に伝えられるような内容に修正をさ

具体的には、TPP早期参加のメリットと一  
れてございます。

て、御指摘いたきました、委員から、日米同明会を補完とか米国を後押しとの表現を使用していました

点及び TPP の進捗の表の中で米国の大統領選挙を記載していた点について、米国のために日本が

参加するとの誤解を招くという御指摘を賜りましたので、削除いたしました。また、全体としてメリツ、デメリツに偏つており、ご理解する

レントの詰轡に偏りておらず、テナントには間違つて記載がないとの御指摘を賜りました。TPPについて寄せられてくる懸念点についても説明できること

○長谷川岳君 ような資料に変えたところでござります。

基に今後、もうあり得ないと思ひますが、商工会議所の説明会においてこのようないは商工会議所の説明会においてこのようない

資料を使うということでおろしいでしょうか。あるいは、TPPを推進するような説明はしていな

いかということについての最終確認をしたいとうふうに思います。

**○大臣政務官(田嶋要君)** 言うまでもないことです  
すが、偏りのない情報の開示、共有ということが

第八部 農林水産委員会会議録第三号 平成二十三年三月二十五日

した。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。初めに、家伝法の方からお聞きをしてまいります。

島国という、我が国のこの島国という地理的優位性を生かして、伝染病対策というのは水際対策が非常に重要なことは言うまでもありません。また、そういう認識があつた下でこれまでにも十分な警戒をしていただけであります。

また、そうした被害の下で、昨年の宮崎県の口蹄疫の甚大な被害に発展をしてしまったということ

と、人や物の移動が地球規模で今は増加をしている時代であります。そういう意味では徹底して措置を講じないと、海外からの侵入を水際で完全に阻止するということが難しい状況になつてきてゐる。それが象徴的に現れたのが昨年であろうといふうにも思つております。

今回の改正で人への検疫が強化される、そしてまた海外からの入国者に対する質問も行えるようになり、そしてまた携帯品の検査も行えるようになつたということでありまして、質問に答えるなかつたりあるいは検査拒否をした場合には罰則が適用されるということも織り込まれてゐるということであります。

人、物の国際的な移動が増加する中で業務を担う動物検疫所、そしてまた家畜防疫官の業務といふのは今までにも増してその役割が増大をしているわけであります。予算、人員の確保の強化が必要もあります。この家畜伝染病の予防、蔓延防止に向けてどのように理解を進めていくのか、この点について伺います。

また、水際での検疫措置を強化するに当つては、家畜防疫の重要性について国民から理解を得る必要があります。この家畜伝染病の予防、蔓延防止に向けてどのように理解を進めていくのか、この点について伺います。

○國務大臣(鹿野道彦君)

今先生から御指摘の点

は大変重要なところだと思つております。そのよ

うな意味におきまして、このウイルスの侵入リスクに応じた水際の検疫が効果的かつ効率的に実施できますように、家畜防疫官の増員や検疫探知犬の活用など、動物防疫体制の強化を図つてまいりたいと思つております。

また、韓国での口蹄疫の発生等を受けまして、機内、船内及び旅客ターミナル内におけるところの旅客への注意喚起のためのアナウンスの実施やリーフレットの配布等につきまして、航空会社会社等に協力を依頼するなど、旅客への広報、周知活動を実施をいたしているところでございます。

ささらに、今回の家畜伝染病の予防法改正案においても、動物検疫所長は航空会社あるいは空港等に対して協力を求めることができるものとし、その場合は、航空会社、空港等はその求めに応ずるよう努めなければならないという規定も新設をいたしております。このようないふうなものを周知してまいりたいと思つておるところでございます。

規定も踏まえて、航空会社あるいは空港等などと十分連携を取りながら、海外旅行者の皆様方にも広く我が国へのウイルス侵入防止措置の重要性と応ずるよう努めなければならないという規定も新たつたといふことでもあります。このようないふうなものを周知してまいりたいと思つておるところでございます。

○横山信一君 どこから侵入していくか分からぬいという状況を考えれば、この海外旅行者への、海外旅行者だけではありませんけれども、とりわけ海外旅行者への周知といふのはもう是非徹底をしていただきたいと思うわけであります。

こうした水際、人への水際対策、物への水際対策ということで済まされないのが高病原性鳥インフルエンザでございまして、これは昨年十月、北海道稚内、そしてまた十一月には島根と、その後日本各地で発生が確認をされたわけであります。が、その原因は野鳥といふにも言われているわけであります。カモ等の野鳥は国境を越えて往来をする渡り鳥ですから、従来の水際対策という観点での侵入を防止するということは難しいとい

うわけであります。

また、今回の一連のウイルスは、シベリアなどの北方の當農地から渡り鳥がウイルスを国内に運んだ可能性があるということも指摘をされております。こうした渡り鳥の當農地にウイルスが定着すると、今後もウイルスが運ばれてくるという、そういう懸念もあるわけであります。繰り返し感染が出てくるということであります。

こうした現状に養鶏農家は大変な不安を感じてゐるわけであります。その不安を解消するにはやはりモニタリングを強化するということが重要だと思いますけれども、今回の改正案では、知事が渡り鳥について検査をする、そしてまた、蔓延防止措置を取ることができるというふになつております。また、その一方で、従来、野鳥のモニタリングといふのは環境省が所管をしておりま

す。そしてまた、動物園あるいは天然記念物については文科省が所管をしているということで、所管局が幾つにも分かれているという、こういう現状の中で、モニタリング結果を迅速に蔓延防止措置に反映することが果たしてできるのかと、そういう疑問も感じるわけであります。こうした不安の声にどうするのかということをお聞きをいたしました。

また、国境を越えて飛来する渡り鳥については、日本だけでやつていてもこれは効果が薄いということでありまして、関係国間での連携の強化が必要であります。この点についてどう考えるのか、お伺いいたします。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生御指摘のところは、関係省庁としっかりと連携を深めていくことは非常に重要だと思つています。

まさに、家畜伝染病を予防する、蔓延防止をするということは畜産だけではないので、そういう意味では今回改正法案において、農林水産大臣及び関係行政機関の長は、家畜伝染病の予防、蔓延防止に関し相互に緊密に連絡し、協力しなければならない、また、野生動物から家畜への家畜伝染

病の伝染のおそれがあるときは、農林水産大臣は環境大臣に必要な措置を求める、環境大臣は農林水産大臣に意見を述べることができる旨を規定したところでございます。

環境省だけではなくて、消毒ポイントは国交省又は防衛省とも関係してきますし、先生がおつしやつていただけますように文科省もそのとおりであります。そこで、各省厅しつかりと連携をするということに努めてまいりたいと考えています。

○横山信一君 縱割りの弊害というのは随所にあります。また、その一方で、従来、野鳥のモニタリングといふのは環境省が所管をしておりまして、是非この縦割りをしつかりと解消できるように農水省の役割をしつかり發揮していただき、蔓延防止に努めていただきたいと思います。

改正案では、畜産農家に飼養衛生管理基準の遵守状況の報告あるいはまた消毒施設の設置、埋却地の確保ということで、従来にも増して家畜所有者としての責任を強く求めるものになつております。また、こうした措置というのは、家畜防疫のために必要なものでありますけれども、畜産経営にとつての過度の負担にならないように配慮をすることも重要であります。

そういう意味で、財政上ののみならず技術的な支援ということも必要と考えますけれども、この点について御所見を伺います。

○副大臣(筒井信隆君) 今度の家伝法の改正一つの特徴が、やはり生産者自身にいろんな対処をしてもらわなければならぬ。その結果、今先生が言われた衛生管理基準の状況について毎年報告するとか、あるいは畜舎の出入口付近に消毒設備を置くとか、これらの義務付けを、それ以外にもありますが、したわけでございまして、これが必要なことは先生の御理解もいただけるものというふうに思います。

ただし、同時にまた、そういうことをする生産者、畜産農家に対しまして、都道府県知事によるいろんな支援、指導、助言、勧告を含めて、いろいろな支援を規定すると同時に、防鳥ネットとか、それから動力噴霧器とか、消毒設備でござい

ますが、これらの整備についての支援措置も定めているわけでございます。

ですから、先生のおつしやる趣旨はやつているものというふうに考えております。

○横山信一君 やつているものというふうに御答弁いただきましたけれども、不十分な点がないか常にチェックをしながら進めさせていただきたいと思うわけです。

この畜産農家の支援ということと同時に、今回の改正案では、家畜防疫員という役割も増しております。この家畜防疫の実施、施主として都道府県の権限と役割というのが改正案では明確に位置付けられました。また、その中には、家畜防疫員の確保についての努力規定も盛り込まれております。

この家畜保健衛生所、そしてまた家畜防疫員に対する対応では、患畜の早期発見、通報の役割というの非常に大きな役割が持たれているわけでありまして、一方で、獣医師の国家資格の合格者というのは年間千人程度と。そしてまた、その合格者の多くが昨今のペットブームに乗りまして小動物診療分野へ行ってしまう。もちろん、ペットブームだけではなくて、都道府県、国も含めてなんですが、それでも、獣医師の待遇といいますか待遇が余り良くないと。そういうこともあって、小動物診療所に行ってしまう、動物病院に行ってしまうという現状があるわけです。その結果、家畜衛生私も国の獣医師の方とお話をしまして、給料表はどうなっているのというふうに伺うと、一般職と同じですという答えが返ってくるだけでありまして、欧米に行きますと、人間の医者というのは言葉で説明ができるけれども、動物の家畜の医師というのは言葉が理解できないので、社会的な地位は人間よりも上になつているというのが普通でありまして、そういう意味では日本の待遇とというのは非常に今低い状況にあるなということがあります。

こうした背景もあつて、その上に更に自治体の財政状況が非常に厳しいわけでありますから、家畜防疫員の役割を増やして人数を増やせと、ただ法律に明記するだけではこれは増えようがないわります。この家畜防疫の実施、施主として都道府県の権限と役割というのが改正案では明確に位置付けられました。また、その中には、家畜防疫員の確保についての努力規定も盛り込まれております。

○副大臣(筒井信隆君) おつしやるとおり、家畜防疫員の収入、給与が他と比べて低いということは多くのところで認識されている問題でございまして三万円ほど初任給調整手当をプラスしている県が多くの今出ているところでございまして、それらに対する措置をとりつあるというふうな状況でござります。

そしてまた、総務省においても普通交付税で、それらの給与の問題を含めた家畜防疫に関する経費も交付対象として計上をしているところでござります。そして、一緒に総務省の方は、その標準的な家畜防疫員の数についても公表し、各都道府県に通知をしております。それによりますと、畜産農家五万五千戸で、今年までは四十九名が標準的な防疫員の数として出しておりましたが、二十三年度からはそれに四名プラスして五十三名とし

てこれを公表し、各都道府県の方にも通知をしております。そこで、この問題がどうなつてきました。この問題が出てまいりました。この埋却地の確保が難しかつたために感染の拡大を招いたというふうに言われているわけですが、この埋却地確保もまた防疫員の数を確保するために必要な情報であるというふうに考えております。

○横山信一君 宮崎県の事例では埋却地の確保が難しかつたために感染の拡大を招いたというふうに言われているわけですが、この埋却地確保もまた防疫員の数を確保するために必要な情報であるというふうに考えております。

○横山信一君 ちょっと時間がなくなつてしまふが、畜産物価格の方に移らせていただきます。

まず、配合飼料価格をめぐる情勢でございますけれども、配合飼料価格は本年に入つて、一月期から三月期の価格で前期に比べてトン当たり三千円値上がりをいたしました。そしてまた、価格を決める大きな要素でありますトウモロコシのシカゴ相場の水準、これは先ほど長谷川委員からも指摘がありましたけれども、価格高騰が激しかった平成二十年の七月の水準に近づいているという状況であります。今後の世界的な穀物需要あるいは投機的な要素というのもあるわけであります。

こうしたことを勘案すると、配合飼料価格という度において積まれている通常補填基金あるいは異常補填基金と、こうした備えている積立金が本当に十分に対応できるような水準にあるのかと、そういう不安があるわけであります、この点について伺います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 配合飼料価格安定制度の補填の財源でありますけれども、二十三年四月から六月期、約二百八十億円の補填金を交付した後でもなお通常補填基金と異常補填基金合わせて三百六十五億円の財源があります。さらに、二十三年度中には約百八十億円の積立て増しが見込まれるということでありますので、直ちに枯渇するとは思っていないというふうに考えておりますけれども、不確定な要因も様々あるわけでございますので、引き続き動向をしっかりと注意することになります。

○横山信一君 この基金は皆さんのが非常に不安に思つておられるわけなんですね、これはね。本当に足りるのかなと。そういう意味では、直ちに今不足するとは思つていらないという、そういう見通しであります。しかし、それでも、十分に危機感を持つて考えておいていただきたいということであります。

補給金単価の期中改定についても伺います。これも先ほど長谷川委員からも御指摘があつたところ、おいていただきたいということであります。これまでおいていただきたいとおもいます。

○横山信一君 昨年九月に酪農の生産者団体と大手乳業との価格交渉が行われた際、これはもう乳業各社は消費を喚起させるために値下げをするべきだというふうに主張いたしました。それに対して生産者側は、飼料費が高騰しているということで乳価据置を要求した。結果的に乳価据置になつたわけ

酪農戸数は小規模を中心に年々減少している、そしてまた飼養頭数も減少している。そういう中で、この酪農経営の基盤を支えている生乳の生産体制というのをどのように維持をしていくかといふことは非常に重要であります。

ですから、この経営状況に対しての十分な支援を行っていく必要があるわけなんですが、酪農家にとつて期中改定の見通しがあるかないかというのは、希望が持てるかどうかかというところにかかわってくるわけでありますし、平成二十年に行つたような期中改定、今年については非常に可能性があるというふうにも考えておりますけれども、この期中改定をしっかりと視野に入れるべきといふうに考えますけれども、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

○副大臣(筒井信隆君) 先ほど大臣も答弁されたとおりでございまして、期中改定について必要であれば前向きに検討していくふうに思っております。

○横山信一君 ありがとうございます。その前向きなところが非常に大事な、生産者にとって非常に大事な観点であります。

肉用牛のことについてもお伺いいたしますが、黒毛和種あるいは交雑種の取引価格というものは上昇傾向にあります。特に、交雑種の子牛については出荷頭数が減少したことなどを受けて引き合いかぎなというところが非常に大事な、生産者にとって非常に大事な観点であります。

肉用牛の価格についてはその推移を見ますと、黒毛和種あるいは交雑種の取引価格というものは上昇傾向にあります。特に、交雑種の子牛については出荷頭数が減少したことなどを受けて引き合いかぎなというところが非常に大事な、生産者にとって非常に大事な観点であります。

ただし、乳用種については枝肉価格が低下しているということであって、この乳用種は低下傾向にあると。二十三年度予算で、この肉用子牛生産者補給金に加えて肉用牛繁殖經營支援事業というのがあつて、これは二十二年度とほぼ同様の所要額が確保されておりますけれども、この事業の中でも、今言つたこの乳用種あるいは交雑種は対象とされていないという状況にあります。

こうした乳用種の子牛価格、あるいは牛肉の消費、今低迷をしておりますけれども、こうした情勢を考えると、乳用種あるいは交雑種についても

肉用子牛生産者補給金制度を補完するような支援制度が必要だというふうに考えますけれども、どうでしようか。

○副大臣(筒井信隆君) 基本的な考え方ですが、生産費と販売価格との差額を支給する、支援する、赤字補填という考え方でございますが、黒毛和種と和種の方は生産費を大きく販売価格が下回っているという状況がございます。しかし、乳用種の方はそれほど大きなその点で差がないという状況がございますので、そういう違いから制度に関してはやはり違いが出てくることはやむを得ないものというふうに考えているところでございます。

しかし、もちろんこれらの状況もその都度変化が考えられるわけでございますから、それらの変化に応じて見直しをしていくという姿勢は必要だと思います。

○横山信一君 最後になりますけれども、畜産、酪農に対する戸別所得補償についてのお考えを最後後に伺つておきたいと思います。

食料・農業・農村基本計画に基づいて、昨年七月に酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針というのが策定をされました。基本計画には、戸別所得補償制度の本格実施に当たつて、畜産、酪農については現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況等を踏まえ、畜産・酪農所得補償制度の在り方や導入時期を検討するというふうにあります。その基本方針では、この所得補償制度の導入を始めとして、持続可能な酪農

月に酪農に対する戸別所得補償についてのお考えを最後後に伺つておきたいと思います。

○横山信一君 終わります。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。私の方からは、いわゆる家伝法のことについていろいろお聞きをしていきたいと思います。

御案内のとおり、昨年来の口蹄疫や、あるいは高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて家畜伝染病の防疫体制を総合的に強化しようということが今回の改正の一番の趣旨だと認識をしておるわけであります。全体的に評価ができる部分があると思つておりますが、一部、そうなると、国としての財政支援措置はどういうことになつて行くのか、あるいは対処基準がどういうふうになるのかといったことなどなど、やや不安に思うところもあるわけで、そういうところを中心にお聞きをしていきたいと思っております。

御承知のとおり、この畜産農家を取り巻く環境は大変厳しいものがあるわけで、飼料高はもちろんでありますし、原油も上がつてしましました。また、今般の地震によつていろんな被害を受けたことがあります。その中で、今横山先生の方からも御指摘がございましたように、畜産農家に対するこの改正

現時点でどういうふうに考えているのか、御所見を伺います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 畜産、酪農の皆様方に對しては、経営安定対策というふうなものによつて意欲を持つて取り組んでもらわなきやならない、そういう意味でいろいろ、経営を継続していくため、先ほど副大臣の御答弁を聞きましたが、果たしてそれだけで十分なのかなど。また、その技術的支援も含めて、もっと更にこういうことがあれば基本計画、基本方針と変わらないでございますけれども、そういう対策というふうなもののが実施状況というふうなものを検証しながら、お答えとすれば基本計画、基本方針と変わらないでございますけれども、とにかくこの所得補償の在り方というふうなものなり、時期というふうなものについて引き続き検討してまいりたいと思つております。

○横山信一君 終わります。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。私の方からは、いわゆる家伝法のことについていろいろお聞きをしていきたいと思います。

御案内のとおり、昨年来の口蹄疫や、あるいは高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて家畜伝染病の防疫体制を総合的に強化しようということが今回の改正の一番の趣旨だと認識をしておるわけであります。全体的に評価ができる部分があると思つておりますが、一部、そうなると、国としての財政支援措置はどういうことになつて行くのか、あるいは対処基準がどういうふうになるのかといったことなどなど、やや不安に思うところもあるわけで、そういうところを中心にお聞きをしていきたいと思っております。

御承知のとおり、この畜産農家を取り巻く環境は大変厳しいものがあるわけで、飼料高はもちろんでありますし、原油も上がつてしましました。また、今般の地震によつていろんな被害を受けたことがあります。その中で、今横山先生の方からも御指摘がございましたように、畜産農家に対するこの改正

案ではいろんな規定が設けられるということになります。出入り付近の消毒設備の設置や埋却地の確保等あるわけがありますが、先ほども御指摘があつたように、大変厳しい経営状況の中でそういう衛生管理費が上昇することによって経営を圧迫するんじゃないかという危惧を私も持つわけあります。そこで、先ほど副大臣の御答弁を聞きましたと、防鳥ネット云々というお話をありましたが、果たしてそれだけで十分なのかなど。また、その技術的支援も含めて、もっと更にこういうことがあります。そこで、防鳥ネットをきちんと穴が空かないようになります。そして、これは先ほど申し上げたとおりでござります。そしてまた、口蹄疫も含めて、出入り付近の消毒をきちんと行うことも極めて重要でございます。そして、これは先ほど申し上げたとおりでござります。そしてまた、口蹄疫も含めて、出入り付近の消毒をきちんと行うことも極めて重要でございます。そして、動力噴霧機はまさにそのためのものでございますが、それに対する国の予算でも支援を準備するということでございまして、これに関しては、防鳥ネットの整備について国の予算で支援を受けることと、これは先ほど申し上げたとおりでござります。そして、これは先ほど申し上げたとおりでござります。そして、防鳥ネットをきちんと穴が空かないようになります。そして、防鳥ネットをきちんと穴が空かないようになります。そして同時に、家畜防疫員、これは県の職員でございますが、獣医師をきちんと配置をして、そぞろでございまして、今度の家伝法の改正に当たつての国の支援制度は、その意味ではまあ十分と言いませんが、ある程度はなされているものと存じます。

今後も、しかしこちらの問題は大きな問題でございますから、財源の問題とも兼ね合わせながら、更に充実、整備をしていきたいというふうに思います。



な、そういう、何かばあつとかピッとかいう説明で分からなかつたかもしません、そういうことをやつてあるようありますし、是非とも全国的にそういう取組をしていきたいと思います。国との情報の共有を図るよう、しっかりと要請してまいりたいと考えています。

○柴田巧君

是非、全国的に広がるように期待もし、一生懸命進めていただきたいと思います。それから、やっぱりこの家畜伝染病の予防、防疫が大変重要なことを畜産にかかる人たち広く周知をしていく、あるいは啓発、教育をしていくというのは非常に重要なことだと思つております。

実際の経営者の方はもちろんですけれども、農場に出入りする人、訪問者の方々、それから私の周りにも、自宅の比較的近所にも養鶏場というのはかなりあるんですが、実際に従事しておられる人は海外からの研修生というのが意外に多いわけで、そういう人たちに対する、やっぱりその啓発、教育というのは非常に重要なと。これは言語の問題も絡んでなかなか難しい面はあるんですが、こういったことの必要性は非常にこれから高まつてくると思います。

そこで働く人たちは、もちろん飼養管理や飼料給与という、そういう仕事はお得意とされておるわけですが、衛生管理とか、そういういた問題は必ずしも得手ではない部分もあるだろうと思いますが、いずれにしても、そういう農場研修者や観察者、広くそういう人たちに対する啓発、教育、こういったものをどうやって取り組んでいくのか、お尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君)

これも先生の御指摘のとおりだと思います。

今回の法改正においても、家畜の所有者に対しては、家畜伝染病の発生を予防し、蔓延を防止することに重要な責任を有していることを法律で明記するということはこれまでの鳥だけから牛や豚を含めて拡充することと、それから都道府県の防疫措置に対する国財政支援を拡充し、消毒に要した費用を対象に追加すること、さらに、国が家畜伝染病の発生後初期の段階から蔓延防止措置が確かつ迅速に講じられるようにするために予備費の計上、その他必要な財政上の措置を講ずるということは当然の改正であり、賛成です。

○國務大臣(鹿野道彦君)

今お話しのとおりに、家畜伝染病の予防のためには、関係諸国と連携し、とりわけアジア全体で発生を抑制するというふうなことが大変大事なところだと思っておりま

りませんし、それだけではなくて、先生御指摘のとおり、観光の方もそうですし、農場に研修に来ている海外の方、そして、更に言えば国民全体に

そういう意識を持つてもらうということは非常に重要だと思っています。

是非とも、今も農林水産省のウェブサイトに必要な情報等を発信するようしているわけでございまますけれども、更にどういうことが取り組んで

重要だと思っています。

○柴田巧君

す。

これが最後にならうかと思いますが、先ほどからもお話をありますように、今や国境を越えて人や物が活発に移動する時代を迎えて、家畜伝染病を予防する防疫体制を強化するというためにも、アジア、とりわけ近隣諸国との連携というのは非常に重要なと

思いますし、また、そういう国々から日本にそういういた菌が入ってこない、病原菌などの拡大や侵入を防ぐということからも、日本の動物の医薬品をアジアの国々に供給するということをこれから考慮する必要があるのではないかと思つております。

○紙智子君

日本共産党の紙智子でございます。

家畜伝染病予防法改正案について質問いたします。

いろいろアジアで発生した病原菌などを採取、収集して、どういうふうなワクチンをつくつていけばいいか、こういったことに高度の技術を持っているのはやっぱり我が国だろうと思いますし、それは大きな前進と言えると思います。さらに、移動制限等による売上げ減少などの補填の対象を、そういう動物医薬品のアジアへの供給ということです。

○柴田巧君

どうもありがとうございます。

家畜伝染病予防法改正案について質問いたします。

口蹄疫、高病原性インフルエンザ等の家畜又は疑似患畜について特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額とするということは農業関係者の念願でありまして、それが実現することは大きな前進と言えると思います。さらに、移動制限等による売上げ減少などの補填の対象を、

も含めて、これから近隣の諸国との家畜伝染病防

止、防疫に向けた取組は大変重要なと。されども、この点の改正であります。ただ、所有者はその自覚を持って責任を果たしていかなければな

す。

そういう中で予算措置等々も行わせていただいでおるところでございますけれども、さらには、昨年の五月の日中韓サミットにおきまして、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する協力強化というものを含む日中韓三国間協力ビジョン

二〇二〇に合意したところでございまして、シンボジウムの開催などを進めておるところでございます。

加えまして、今年の五月にはOIEから独立行政法人の農研機構動物衛生研究所及び動物医薬品検査所がアジアにおけるところの家畜疾病的診断及び防疫と動物用医薬品評価の国際協力に関する

中心的機関として認定をされました。今年の初めに第一回目のワークショップを開催しているところでございます。

このようなことから、農林水産省いたしましても、アジアにおけるところの口蹄疫や鳥インフルエンザの蔓延防止に積極的に取り組んでまいりまして、我が国への侵入、蔓延防止に万全を期してまいりたいと思っております。

○柴田巧君

どうもありがとうございます。

家畜伝染病予防法改正案について質問いたしました。

口蹄疫、高病原性インフルエンザ等の家畜又は疑似患畜について特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額とするということはこれ重要なことだと賛成できます。それから、家畜の所有者が毎年飼養状況や、あるいは衛生管理の状況を都道府県知事に報告させるということ

も、全国の衛生管理の状況を掌握する上からも必要なことだと思います。それから、家畜の所有者の消毒義務についても当然の措置だと思います。

○紙智子君

今回、家畜の所有者が家畜伝染病

の発生を予防し、蔓延を防止することに重要な責任を有していることを法律で明記するということはこれ重要なことだと賛成できます。それから、家畜の所有者が毎年飼養状況や、あるいは衛生管理の状況を都道府県知事に報告させるということも、全国の衛生管理の状況を掌握する上からも必要なことだと思います。それから、家畜の所有者の消毒義務についても当然の措置だと思います。

ただ、これらの家畜の所有者の経営に対する負担度も強まつていくわけで、それに対する国の支

援措置は必要だと思うわけですが、この点いかがでしょうか。

○副大臣(高井信隆君)

おっしゃるとおりでござ

ただ、改正内容に若干の懸念事項がありますので、質問をしていきたいと思います。

三月四日の読売新聞によりますと、宮崎県で昨年発生した口蹄疫で、県は三百、症状の通報が遅れましたなどとして、川南町で和牛牧場を営んでおります畜産会社安愚樂牧場など二社を文書で嚴重注

意をし、十七日までに改善計画を提出するように指導したとされています。これについて、なぜ口蹄疫の通報が遅れたのか、会社経営に問題がな

かったのか、どう改善計画を出したのかを明らかにしていただきたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君)

今先生のお話のとおり、七例目の大規模農場では、立入検査を

行った時点でもう半分程度の牛がよだれを垂らすという口蹄疫の症状が出ている。通報の遅れは明

らかであります。これは社内の連絡を優先した

ということが原因と思われます。それを受けまして、役員及び従業員等の家畜伝染病に関する知識と危機管理意識を向上させるための社内教育の徹底、これは県から指導が出たわけですが、そして

早期発見、早期通報が可能な体制を構築するための管理獣医師の増員など改善報告書をこの大規模農場は提出したということを宮崎から聞いております。

ちんと規定をして、それを履行してもらわなければそもそも防疫体制が成り立たないわけでござりますから、その点については賛成をいただいたと思つております。

それに対して、国あるいは都道府県の支援措置、これもできる限り充実をしていかなければいけないわけでございまして、今まで以上に充実していることも確かでございます。先ほどから何回も繰り返しておりますが、防鳥ネットや、あるいは家畜防疫器等についての支援とか、あるいは家畜防疫員の拡充についての支援とか、これらをこれからも続けて、更に、財源との兼ね合いもございますが、充実強化を図つていただきたいというふうに思つております。

○紙智子君 宮崎県は、家畜防疫員の確保の水準が全国的に見ても低くて、今回のこの口蹄疫被害に際しても、最初から最後まで家畜防疫員が人的不足ということの中で混乱を招いたということもあります。そして、全国的な獣医師の派遣を求めるを得なかつたということもあつたわけです。

今回の法改正で、都道府県知事に家畜伝染病予防法の実施のために必要な員数の家畜防疫員を確保する努力義務を課したということは当然だとうふうに思います。ただ、全国的にも産業獣医師の志願者数というのは減つておりますし、以前からこの産業獣医師の確保というのは大きな課題だつたわけです。この点を抜本的に改善しなければならないと思うわけですが、その点についていかがでしょうか。

○副大臣(筒井信隆君) それが全国的課題であるとともに、各都道府県の課題でもあるわけでございまして、全国的な課題に関しては、先ほど大臣の方で答弁されたとおりでござりますし、今の各都道府県のことにつきましては、先ほども申し上げましたが、また法律にも規定されておりますが、具体的な、標準的な防疫員の数、これを公表して各都道府県がそこに近づけるための努力をやすくしている、これは先ほど申し上げた数値でございます。

○紙智子君 それこそ、BSE発生のときからこのことずっと問題になつてきたので、是非力を入ますからもう一つの大きな問題ですけれども、飼養衛生管理基準に埋却地の確保について規定する問題なんです。宮崎でもこの埋却地の確保が大問題になつて、その確保の遅れが口蹄疫の被害拡大の大きな原因にもなつたと思います。この口蹄疫の発生以前から埋却地を確保するということは重要なわけですけれども、問題は、個人の力では埋却地を確保することは、資金的にも、川南でありますましたけれども、地下水の状況の掌握というような面からも、困難な面もあるわけです。

もし、これ画一的な取扱いということになると、埋却地の確保ができないからもう離農するというふうな事態も生じかねないということもあるんですね。ですから、国及び都道府県や市町村の協力というのは不可欠だと。その点、どのような手当てを考えているのか、明らかにしていただきたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 一義的な焼却の義務というのはやはり所有者にあるということでありますけれども、ただ、都道府県は発生時に備えて補完的な準備を行うこと、具体的には家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保についても規定するものとして、都道府県知事は家畜の所有者に対し、指導、助言、勧告命令が行えることとした上で、都道府県知事は、家畜の焼却が的確かつ迅速に実施されるようするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならぬというふうに思つています。しかしながら、ワクチン接種した場合と区別できるマーカーワクチンがある。このワクチンを使うと無益な殺処分を防げるという提案をしているわけです。これ極めて重要な提案だとおもふうに思つんで。その方向性ということでは、やっぱり無益な殺処分を防ぐということであります。そこで、我が党は三月の十日にこの畜産、酪農畜産ということで考えたときに大事な中身でもあると思うので、是非応援する方向でやつていただきたいというふうに思います。

○紙智子君 中身としては非常に大事な、今後の畜産についても、是非応援する方向でやつていただきたいというふうに思つます。

次に、畜産、酪農経営をめぐつてです。

それで、我が党は三月の十日にこの畜産、酪農経営について農水大臣に対して八項目で申入れをしました。これ、今全部言うわけにいかないのですが、畜産、酪農生産者でいいますと、一度年來の飼料価格が高騰して経営が非常に大変だつたわけです。加えて、原油価格の高騰や穀物価格の高騰に直面をして厳しい状況が続いている

であるとか、埋却地の候補となる国有地に関する情報の提供等を行うこととしているところあります。

○紙智子君 やつぱりもつと立ち入つて、実際の現場では、埋却しなきやいけないということはみんな分かつていただけども、実際に掘り出してみたら水が出てできなかつたとか、それから、国有地の提供なんかも含めてこちらも提起しましたし、現場でやつぱりそこがなかなかうまくいかな

かったということもあるわけですから、もちろん所有者自身の責任ということはあるわけですがけれども、どうしていいかということに、ちゃんとと考えて、それぞれがやつぱり、國もそうですしおまかせだし、市町村も協力体制といふのは必要だというふうに思いますので、そこのところは是非しっかりと充実させてほしいというふうに思います。

それから、この予防的殺処分ということなんですが、これ例外中の例外として扱うことが必要だと思います。その点での政府の考え方を明らかにしていただきたいと、これがまず一つです。

それから、口蹄疫の専門家であります山内一也氏が、ワクチン接種した場合と自然感染した場合と区別できるマーカーワクチンがある。このワクチンを使うと無益な殺処分を防げるという提案をしているわけです。これ極めて重要な提案だとおもふうに思つんで。その方向性ということでは、やっぱり無益な殺処分を防ぐということであります。そこで、我が党は三月の十日にこの畜産、酪農畜産についても、是非応援する方向でやつていただきたいというふうに思つます。

○紙智子君 中身としては非常に大事な、今後の畜産についても、是非応援する方向でやつていただきたいというふうに思つます。

次に、畜産、酪農経営をめぐつてです。

それで、我が党は三月の十日にこの畜産、酪農経営について農水大臣に対して八項目で申入れをしました。これ、今全部言うわけにいかないのですが、畜産、酪農生産者でいいますと、一度年來の飼料価格が高騰して経営が非常に大変だつたわけです。加えて、原油価格の高騰や穀物価格の高騰に直面をして厳しい状況が続いている

○國務大臣(鹿野道彦君) 現在のこの口蹄疫ワクチンについては、感染を完全に防ぐことができない、また性能にも限界がある、あるいはまた食品安全委員会での評価を得た口蹄疫ワクチンがない、こういうふうなことから検討しなければならない問題点があるというふうに思つておるところでございます。

また、今先生がおつしやられたマーカーワクチンにつきましては、十分な性能を持ったものが実用化されておりませんので、現時点で使用することとはなかなか難しい状況にあるわけでございま

す。

このために、この防疫指針におきましても、殺処分と移動制限による方法のみでは蔓延防止が困難であると判断される場合に限つて接種家畜の殺処分を前提として実施することとしているところです。

このために、この防疫指針におきましても、殺

処分と移動制限による方法のみでは蔓延防止が困

難であると判断される場合に限つて接種家畜の殺

処分を前提として実施することとしているところ

でございまして、今後より良きワクチンの開発と

いうふうなものにつきましては、科学的見地に立

ちまして、適切に検討、研究を進めていく考え方

であります。

それで、私が党は三月の十日にこの畜産、酪農

経営について農水大臣に対して八項目で申入れを

しました。これ、今全部言うわけにいかないの

で、そのうち時間の許す範囲でお聞きしたいと思

うんですが、畜産、酪農生産者でいいますと、一

昨年来の飼料価格が高騰して経営が非常に大変

だつたわけです。加えて、原油価格の高騰や穀物

価格の高騰に直面をして厳しい状況が続いている

と。

それで、私のいる北海道でいいますと、これ取

引価格の低いチーズ向けの販売拡大をやつたりし

てきているんですけれども、夏場は物すごく暑く

て、その暑さのせいで、影響で乳成分なんかも下

がつて、二十二年度、ブール価格ということで、ブール乳価で見た場合に前年比でいうと五円下がるというようなことも言われているわけです。

ですから、加工原料乳の生産者の補給金単価を、再生可能な所得の確保と、生産意欲の喚起を行ふと、生産基盤の維持ということから見ても、

今日、農業新聞見ましたら、審議会答申ということで、十銭ですか、値上げの方向ということが出されているんですねけれども、もっとやつぱり下がっているという現場を踏まえて検討いただきたい、そういう意味でいうと、限度数量ということで百八十五万トンということなんですが、これやっぱり下がってきてるわけですから、これやっぱり引き上げていただきたい。我が党はもう二百五万トンぐらいまで引き上げる必要があるといふうに要求しているわけですから、是非この点、先ほども質問の中で、非常に現状の困難さを鑑みて、やっぱり期中改定なんかも含めての話ありましたけれども、是非そのところは現状を踏まえていただいて、引き上げていくようにやつていただきたいということですが、これについてはいかがでしょうか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 先生方からいろいろと御要請もいただきました。そういう中で、この平成二十三年度の畜産物の価格というふうなものにつきましては、まさしく今日の飼料、配合飼料の高騰など、こういうことを十二分にということではないという評価にもなるかもしませんけれども、私どもとしては精いっぱい今日の畜産をめぐる状況が極めて厳しいということから判断いたしました。前年度よりも十銭を上乗せさせていただいて諒問させていただいたということでありました。

また、限度数量におきましても、実績は百八十二万トンでございますけれども、更にこれから増産に励んでいただきたいという、この意欲を持つていただきたいという気持ちも込めて百八十五万トンというふうな形で諒問をさせていただいたことにつきましても、是非御理解をいた

だければと思つてゐるところでござります。

○紙智子君 なかなか現場では、もつとやつぱり何とかならないかという思いが本当に強いというふうに思いますし、この後も引き続きそこは検討していただきたいと思います。

それから、配合飼料の価格安定制度についても、これもすつとやつぱり問題になつてきてるんですけど、この点をめぐつて最後、大臣、決意といいますか、それに対することを一言お願いしたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 借入金九百億円については既に二十二年度分百八十億円を返済しております、引き続き利子助成を継続していく考え方もあります。

ただ、先ほど来お話をさせていただいておりま

すけれども、その他の配合飼料価格安定制度の補

充てて民間資金導入部分の利子補填を継続するという

こと、今後の想定される穀物価格の高騰に対応で

きるように国の財源の支援を強めるべきだというふうに思いますが、この点についても回答をお願いします。

○國務大臣(鹿野道彦君) 想像を絶するこの度の大震災によりまして、畜産農家、酪農を經營している方々も、もちろん農業者、漁業者もそうですが

ございませんけれども、思いも寄らぬ大変な労働苦をなされておる方々に対してどういう措置を講ずることができるかも踏まえて今緊急に検討もいたしておりますところございまして、今後とも、酪農の方々、畜産農家の方々のお気持ちというものを踏まえながら何ができるかということを、重ねて申し上げますけれども、考えながら検討してまいりたいと思っております。

○紙智子君 ありがとうございます。終わりま

るものを見極めながら対応を考えてしまいりたいと思つております。

○委員長(主演ア君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですが、これより直ちに採決に入ります。

(賛成者挙手)

○委員長(主演ア君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川岳君。

私は、ただいま可決されました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に對し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんな

そういう状況なんかも出ている中で、本当にこれに対しての思いというのを私たちもじっかり受け止めながら、やっぱり風評被害で、何ともないところまで含めて受入れ拒否するということなんかもあるわけですから、これはもう本当に従来の枠を超えた支援ということで対策を打つていかなければなりませんし、この後も引き続きそこは検討していただきたいと思います。

それから、配合飼料の価格安定制度についても、これもすつとやつぱり問題になつてきてるんですけど、この点をめぐつて最後、大臣、決意といいますか、それに対することを一言お願いしたいと思いま

す。

○國務大臣(鹿野道彦君) 想像を絶するこの度の大震災によりまして、畜産農家、酪農を經營している方々も、もちろん農業者、漁業者もそうですが

ございませんけれども、思いも寄らぬ大変な労働苦をなされておる方々に対してどういう措置を講ずることができるかも踏まえて今緊急に検討もいたしておりますところございまして、今後とも、酪農の方々、畜産農家の方々のお気持ちというものを踏まえながら何ができるかということを、重ねて申し上げますけれども、考えながら検討してまいりたいと思っております。

○紙智子君 ありがとうございます。終わりま

るものを見極めながら対応を考えてしまいりたいと思つております。

○委員長(主演ア君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですが、これより直ちに採決に入ります。

(賛成者挙手)

○委員長(主演ア君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川岳君。

私は、ただいま可決されました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に對し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんな

の党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過

去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした

中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家

畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体

制を早急に整備するため、次の事項の実現に万

全を期すべきである。

一 特定家畜伝染病(口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ)が発生した場合には、農林水産省は対策本部を設置する

こと。また、都道府県にも対策本部が設置されれるよう、必要な措置を講ずること。

二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。

三 家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接触する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、觀光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。

五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受け取ることができるよう、必要な措置を講ずること。

六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。

七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができるよう、必要な財政的支援を行ふこと。

<p>八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。</p> <p>九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。</p> <p>十 特定家畜伝染病が蔓延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。</p> <p>十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格(動物看護師などの)の制度化について検討すること。</p> <p>十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病にかかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるように、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獸の保護及び狩猟の適正化に要な見直しを行うこと。</p> <p>右決議する。</p> <p>以上でございます。</p> <p>何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。</p> <p>○委員長(主演了君) ただいま長谷川君から提出</p>
--

<p>〔賛成者挙手〕</p> <p>○委員長(主演了君) 全会一致と認めます。よつて、長谷川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。</p> <p>ただいまの決議に対し、鹿野農林水産大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許します。鹿野農林水産大臣。</p> <p>○國務大臣(鹿野道彦君) ただいまは法案を可決いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、関係省庁とも連携を図りつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。</p> <p>○委員長(主演了君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(主演了君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>○委員長(主演了君) 農林水産に関する調査を議題といたします。</p> <p>山田君から発言を認められておりますので、これを許します。山田俊男君。</p> <p>○山田俊男君 私は、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による畜産物価格等に関する決議案を提出いたします。</p> <p>案文を朗読いたします。</p> <p>畜産物価格等に関する決議(案)</p> <p>東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。</p> <p>こうした中、我が国の畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、国際的な穀物需給のひびきを背景に今後更なる飼料価格の上昇が</p>
--

<p>見込まれる。加えて昨年来の口蹄疫の発生や病原性鳥インフルエンザの続発など、これまでにない厳しい環境下にある。</p> <p>また、平成二十一年度は畜産・酪農経営安定対策等と畜産物価格の決定が、別々に行われるという初めての年度である。</p> <p>よつて政府は、畜産農家を取り巻く現状を踏まえ、畜産物の需要を喚起し、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成二十一年度の畜産物価格の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。</p> <p>一 WTO農業交渉、EPA交渉及びTPPの検討に当たっては、平成十八年十二月の本委員会の「日豪EPAの交渉開始に関する決議」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもつて臨むこと。</p> <p>二 酪農は、昨年の猛暑の影響を受け、生乳生産量の低下、乳質及び受胎率の低下など極めて厳しい年であった。</p> <p>東日本大震災の影響も踏まえ、今回の価格決定に当たっては、現行の生産レベルの維持はもちろん酪農家の経営努力と生産意欲を喚起する上でも、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。</p> <p>三 肉用子牛生産者補給金については、今後の飼料価格の再高騰局面を見据えて、保証基準価格及び合理化目標価格を適切に設定すること。</p> <p>四 飼料価格の再高騰局面を十分に踏まえ、指定食肉の牛肉安定価格並びに豚肉安定価格については、現行を基本に適切に決定すること。</p> <p>五 配合飼料価格安定基金については、今後の基金の発動状況等では財源の枯渇が懸念されると。</p> <p>六 國際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。</p> <p>七 食の安全と消費者の信頼の確保を図ること。</p> <p>八 近隣諸国において深刻な状況となつている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。</p> <p>九 東日本大震災の影響に伴う燃料不足のため、畜産農家への飼料供給及び家畜等の出荷が困難となつてていることから、適切な燃料供給体制を早急に確立し、また、福島第一原子力発電所事故により原乳から放射性物質が検出されたことについては、消費者への適宜適切な情報提供を行うとともに、出荷制限措置措置を図ること。</p>
--

<p>飼料用米、エコファーマーの活用推進のための対策を充実させること。また、更なる飼料利用率促進のため、政府所有のM A米の売渡価格を適切に決定すること。</p> <p>六 國際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。</p> <p>七 食の安全と消費者の信頼の確保を図ること。</p> <p>八 近隣諸国において深刻な状況となつている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。</p> <p>九 東日本大震災の影響に伴う燃料不足のため、畜産農家への飼料供給及び家畜等の出荷が困難となつていていることから、適切な燃料供給体制を早急に確立し、また、福島第一原子力発電所事故により原乳から放射性物質が検出されたことについては、消費者への適宜適切な情報提供を行うとともに、出荷制限措置措置を図ること。</p> <p>六 國際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。</p> <p>七 食の安全と消費者の信頼の確保を図ること。</p> <p>八 近隣諸国において深刻な状況となつている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。</p> <p>九 東日本大震災の影響に伴う燃料不足のため、畜産農家への飼料供給及び家畜等の出荷が困難となつていていることから、適切な燃料供給体制を早急に確立し、また、福島第一原子力発電所事故により原乳から放射性物質が検出されたことについては、消費者への適宜適切な情報提供を行うとともに、出荷制限措置措置を図ること。</p>
---

て、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鹿野農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鹿野農林水産大臣。

○國務大臣(鹿野道彦君)　ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従いまして、最近の畜産をめぐる情勢を踏まえつつ十分検討してまいる所存でございます。

○委員長(主演了君)　午後二時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(主演了君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(主演了君)　御異議ないと認め、さよう

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府食品安全委員会事務局長栗本まさ子君外九名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(主演了君)　御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

鹿野農林水産大臣から説明を求めます。鹿野農林水産大臣。

○國務大臣(鹿野道彦君)

平成二十三年度農林水産予算の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年度一般会計予算における農林水産予算の額は、関係府省計上分を含めて二兆二千七百十二億円となつております。その内訳は、公共

事業費が五千九百九十四億円、非公共事業費が一兆七千五百十七億円となつております。

農林水産予算の編成に当たつては、既存予算の存続をめぐる情勢を踏まえつつ十分検討してまいる所存でございます。

○國務大臣(鹿野道彦君)　午後二時三十分まで休憩いたしました。

午後零時四十六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(主演了君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(主演了君)　御異議ないと認め、さよう

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府食品安全委員会事務局長栗本まさ子君外九名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(主演了君)　御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

鹿野農林水産大臣から説明を求めます。鹿野農林水産大臣。

○國務大臣(鹿野道彦君)

平成二十三年度農林水産予算の概要を御説明申し上げます。

鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防、蔓延防止のための危機管理体制の強化、農作物の病虫害の防除等の取組を支援します。

第五に、生産対策の充実強化です。

野菜、果樹・茶、畜産・酪農について、品目ごとの特性に応じた経営安定対策を講じるとともに、各地域で深刻化している野生鳥獣によるところの農作物被害に対し、緊急的に対策を強化します。

第六に、森林・林業対策です。

新成長戦略で国家戦略プロジェクトに位置付けられた森林・林業再生プランの実現に向け、集約された計画的な森林整備と、これと一体となつた路網の整備を支援する森林管理・環境保全直接支払制度を導入します。

また、地域の森林づくりの全体像や集約化施設の設計図を描く人材を育成するとともに、公共建築物等での地域材の利用拡大を推進します。

最後に、水産対策です。

戸別所得補償制度の下支えに不可欠な農業の生産基盤について、全面的な改築、更新から適時適切な補修等を通じた長寿命化対策へ転換します。

また、水産資源の回復、漁場生産力の強化のため、藻場、干潟の保全を図るとともに、赤潮などで悪化する沿岸漁場の環境を改善する取組を支援します。

次に、特別会計については、食料安定供給特別会計等について、それぞれの所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画については、日本政策金融公庫等による財政融資資金の借入れなど総額一千八百二十六億円を予定しております。

以上で、平成二十三年度農林水産予算の概要の説明を終わります。

○委員長(主演了君)　以上で予算の説明の聴取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○青木一彦君　自民党の青木一彦でございます。

まず初めに、この度の東日本大地震で尊い命を奪われました皆様にお悔やみを申し上げ、被災された皆様に対しお見舞いを申し上げたいと存じます。

国産農畜産物の安全性向上、口蹄疫や高病原性

成長産業への導くため、農林漁業者の加工、販売分野への進出や輸出などの市場拡大に向けた取組を推進するとともに、バイオマス等の地域資源を活用した新産業の創出を支援します。

第四に、食の安全、消費者の信頼確保対策です。

ます。また、自衛隊、消防、警察、地元行政関係者、ボランティアの皆様など、一日も早い復旧に当たつていらっしゃる全ての方に心から敬意を申上げたいと思います。

今回の災害は、戦後、奇跡的に復興を遂げた日本においてまさに危機的状況であり、その困難を克服するために政府、与野党を超える限りの復興策を考え、実行すべきであると個人的に考えております。今日はそういう思いで質問をさせさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、農林水産大臣にお尋ねいたします。

現在、いろんな、先ほどお話を聞いておりましたが、現在把握していらっしゃる、これは林業を除きまして農業、水産業の被害額並びに被害の状況を御説明いただけますか。よろしくお願いします。

○大臣政務官(吉田公一君)　青木委員にお答えをいたします。

東北地方の太平洋沿岸を中心といたしまして広範囲な地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしましたことはもう既に御承知のとおりでござります。特に、岩手、宮城、福島の三県につきましては、詳細はまだ不明なところもございますけれども、約二万隻の漁船が流され、二百六十三の漁港等の多くが壊滅的な被害を受けております。沿岸部の農地二万平米ではございますが、農業関連施設が被災をしておりまして、このほかの液状化や水利施設の破損等によります影響も不明、現在、詳細につきましては調査をいたしております。

被害状況の把握に努めまして、農林水産業の復旧復興に向け政府を挙げて取り組む所存でございます。

○青木一彦君　それでは、その被害を踏まえまして、農林水産大臣から、特に国の農林水産業を統括される大臣から今の心境をお尋ねいたします。

○國務大臣(鹿野道彦君)　今、吉田政務官から申し上げましたとおりに、今回の想像を絶するこ

ろの大震災によるところの被害というふうなもののは、まさしく太平洋沿岸の広い範囲で漁船、漁港、卸売市場、水産関係施設等に、さらに農地、農業用施設、こういうところにも甚大な被害が発生しておるところでございます。これによりまして食料供給への一定の影響というものは避けられないとこどもござりますけれども、しかし、食料の安定供給というふうなものをこれからもしっかりと取り組んでいくというのが私どもの責務であると、このような認識に立つておるところでございます。

その意味におきまして、全国的なレベルの検討といふうなものと同時に、まずは被災地の農林水産業の早期復興に取り組むと、こういうふうなことでござります。さらに、今後の作付けを含めまして様々なことを検討する中で、食料供給の基本である国内生産をどうやって増大させていくことができるかどうかというようなことも検討いたしまして、輸入や備蓄というふうなものも場合によつては組み合わせながら、国民に対するところでござります。

○青木一彦君 先ほどもお話をありました、水田であれば二万ヘクタールの水田が津波の被害に遭つたと。私の地元の島根でありますと、約三万ヘクタールが水田耕作面積です。その三分の二に当たる水田がそれこそ塩害ですよね、もうほとんどの塩水をかぶつてしまつたと。大変な被害だと思ひます。特に、今回の場合は農業もございますが、やはり漁業、もう壊滅的な被害を被つております。私はいろいろ伺つておりますが、私は考えておりますが、特に漁業の漁港、先ほど船の話されました。そして、國交省さんからも港湾の話を聞きました。港湾を単純に直すだけで約一兆円規模掛かると、そういうふうな被害であります。

政府は今回の被害額、今、二十三日ですか、政

府の方から、公共の被害だけでも十五兆から約二十五兆というふうな発表をしていらっしゃいます。これはもう本当に金額を聞いただけでもぞつとするような金額だと私は考えております。そこで、我が自民党は、三月十五日に東日本大震災対策において復旧等に要する財源として、二十一年度及び二十三年度予備費あるいは子ども手当及び高速道路を廃止して、新たに五兆円規模の緊急対策費を提案いたしました。まだこのことははつきりいたしておりませんが、これぐらいな規模の予算を、やはり予算を出すというのが私は大変大事なことであると思っております。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今、青木委員の方から申されたとおり、いかにして早急に対策を講ずる基災対象にされました。これも一つの手当てであります。ですが、数字は確実な数字を出すということがやはり大事だと思いますが、内閣の一員として、大臣、やはりこの件に関して一言御意見をいただきたいと思います。

危機管理、やはりスピードが私は勝負だと思います。その辺をしっかりと検討いただきまして、先ほど私も言いましたように、野党で協力できるところでしたらしっかりと協力して、やっぱりこの国難に立ち向かっていかなければならぬと思います。

そして、二十三日の衆議院の農林水産委員会におきまして、我が党の谷公一委員の質問に対しまして、谷公一議員は漁業者に対する直接支援、それが、そういう意味におきましては、直ちに財政措置を講じなきやならない短期的にやるべきもの、党からのいろんな要請、要望、これを総合的に政府全体としていろいろいろんな考え方を組み合せながら、国民の人たち、今回特に被災地に立てるとして財政措置を講ずる、そういうふうなことも含めて、自由民主党さん、あるいは各党からのいろんな要請、要望、これを総合的に政別所得補償、子ども手当はみんな個人に行くものでござります、こういった災害の復旧については最もそういうことが主張されていいのではないかとういうこともやはり踏み込む必要があろうかといふう質問に対しまして、篠原副大臣は、我々も、戸別所得補償、子ども手当はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 基本的に子ども手当

として、まさしく国民全体で取り組んでもらうことができるよう、御理解をいただくことができると思いますので、このようないくつかの評価をいたたくことができるのではないかと思つております。

しかし、いろいろ御意見等もあるわけございま

す。これが魚に影響があるんでしよう

か、ないんでしようか。検査された結果、教えてください。

○政府参考人(梅田勝君) 東京電力株式会社が福

島第一原子力発電所の放水口付近、これは南側で

ござりますが、そこにおいて海水に含まれる放射性物質のサンプリング調査を行つた結果、放射性物質が検出されたことを把握しております。

○青木一彦君 これは魚に影響があるんでしよう

か、ないんでしようか。検査された結果、教えてください。

○政府参考人(梅田勝君) 放射性物質が海水から

検出されたことを踏まえまして、三月二十二日

に、念のため、近隣の自治体である茨城県及び千葉県に対し、沿岸の水産物についてのモニタリング検査について強化するように要請したところでござります。

昨日、千葉県より最初の検査結果が公表されま

した。千葉県が行いました検査結果については、

いらしゃる方も私、大体年齢、これは統計出で

いないみたいなんですね。それで、大体同じぐらい

年齢だと思っております。その方々が今回の被害に遭われたわけです。私は本当に、農業や漁業を本当にこれから続けていくのか、廃業してしまうのではないか。これは後からではなく、言わば当のではありませんか。お金を受けます、災害対策費を講じな

い、講じる。これが、もう心が折れています、気持ちはもう本当大変だと思います。そういう意味

面お金をどれだけ付けます、災害対策費を講じな

い、元気を出すためにもはつきりとした数字と

いうのを私は出していただきたいというふうに

思つております。

そこで、私はやつぱりしっかりと数字を提

起していただきいて、皆様方の気持ちの部分、それ

を僕はやつぱり財政的な支援しかないと思ってお

ります。そのことをやはりしっかりと検討いただ

けますよう、重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、この後、福岡委員の方から農林水

産物に対する風評被害に関する質問がいろいろ出

てくると思いますが、私は漁業に限つて質問をい

たしたいと思います。

福島原発の放射能汚染問題で、海水から放射能

が検出されたという報道が三月二十三日にありま

した。このことを御存じですか。食料安全部長さ

ん、今日いらしていただいておりますが、いかが

ですか。

○政府参考人(梅田勝君) 東京電力株式会社が福

島第一原子力発電所の放水口付近、これは南側で

ござりますが、そこにおいて海水に含まれる放射

性物質のサンプリング調査を行つた結果、放射性

物質が検出されたことを把握しております。

○青木一彦君 これは魚に影響があるんでしよう

か、ないんでしようか。検査された結果、教えて

ください。

○政府参考人(梅田勝君) 放射性物質が海水から

検出されたことを踏まえまして、三月二十二日

に、念のため、近隣の自治体である茨城県及び千葉県に対し、沿岸の水産物についてのモニタリン

グ検査について強化するように要請したところでござります。

昨日、千葉県より最初の検査結果が公表されま

した。千葉県が行いました検査結果については、

いらしゃる方も私、大体年齢、これは統計出で

いないみたいなんですね。それで、大体同じぐらい

年齢だと思っております。その方々が今回の被害に遭われたわけです。私は本当に、農業や漁業を

まだ不完全であります。ここから先、折れた気持ち

、やつと被災地の皆さん、漁業に従事する方、

の今までの生活、やつと振り返る時間ができる

のがこれからだと思います。

銚子漁港のキンメダイについて放射性セシウムの検査が行われ、結果は不検出でございました。この結果につきましては、昨日千葉県が公表するとともに、厚生労働省においても報道発表を行いました。

厚生労働省といたしましては、関係自治体と協力の上、引き続き食品の安全性の確保をしてまいりたいと考えております。

○青木一彦君 やはり風評被害というのが、本当に二次災害ではございませんが大変な問題になつております。今後も千葉県だけじゃなくて、近海で調査をされる予定があるのか、大臣、どちらも結構ですので、農林水産省の方、お答えください。

○副大臣(篠原孝君) 今のところ、漁業につきましては、福島県の海域におきましては余り操業するというようなことはないわけでござりますけれども、千葉県あるいは茨城県の漁業者はもうできることなら操業したいという希望があります。

そういうことがありますので、先ほど梅田食品安全部長がお答えしたとおりでござりますけれども、厚生労働省から通知を出していただきまして、関係県が独自に調査をしていくということ、これを農林水産省もバックアップするという体制を講じつあります。我が方には水産総合研究センターというのがございまして、そこで相当の検査を調査できるということになつております。

先ほど、千葉県のキンメダイの話がありましたけれども、それだけじゃなくて、もう既に銚子沖においては、マサバ、ヤリイカ、ヒラメ、カタクチイワシ、こういったことについても調査しつつあります。

これについての基本的な考え方ですけれども、青木議員の御指摘のとおりでございまして、一番問題は風評被害でございます。魚の場合、漁の場合は、煙にもう作つてある場合は投下物でもつて汚染されていくわけですねけれども、だから何とかしなくちゃならないと。しかし、汚染されたものを捕りに行つても売れないのでですから、ですか

ら先に魚の検査をいたしまして、それで、これは安全だよと。今、キンメダイは不検出と、全くないわけです。出てこないわけです。魚の場合は五百ペクレルが暫定基準値になつておりますけれども。

こうしたことによりまして、今申し上げました魚種等が基準値よりも低ければ漁に出られて、そしてちゃんと買つていただけるわけですから、そ

ういった形で風評被害を防止してまいりたいと思つております。これは強制するわけにはいきませんけれども、ほかの意欲ある漁業者がもうやろうと言つてゐるところには全面的に協力をしてまいる所存でございます。

○青木一彦君 今のお話を聞きますと、今のところ魚は問題ないと言うとまずいですが、基準値を下回る数値しか上がつていない、そしてこれからも随時要請があれば続けていくことによろしいですか。

○副大臣(篠原孝君) 要請もありますけれども、こちらの方からも促して、こちらは先に、鶏が先か卵が先かですけれども、もう駄目なんじゃないかと思つてゐる漁業者もおられるはずなんです。

品安全部長がお答えしたとおりでござりますけれども、厚生労働省から通知を出していただきまして、関係県が独自に調査をしていくこと、これを農林水産省もバックアップするという体制を講じつあります。我が方には水産総合研究センターというのがございまして、そこで相当の検査を調査できるということになつております。

先ほど、千葉県のキンメダイの話がありましたけれども、それだけじゃなくて、もう既に銚子沖においては、マサバ、ヤリイカ、ヒラメ、カタクチイワシ、こういったことについても調査しつつあります。

これについての基本的な考え方ですけれども、青木議員の御指摘のとおりでございまして、一番問題は風評被害でございます。魚の場合、漁の場合は、煙にもう作つてある場合は投下物でもつて汚染されていくわけですねけれども、だから何とかしなくちゃならないと。しかし、汚染されたものを捕りに行つても売れないのでですから、ですか

れば、青森県から千葉県にかけまして太平洋側の大手石油会社の製油所や製油等の油の流出はないということでございます。

引き続き、関係省庁や関係県から情報収集した上で、独立行政法人水産総合研究センター及び関係各県の水産試験場と連携の上、実態把握に努めます。

○青木一彦君 これもやはり早めに調べていただき、事実をしっかりと公表する。やはり風評が思つております。これは強制するわけにはいきませんけれども、ほかの意欲ある漁業者がもうやろうと言つてゐるところには全面的に協力をしてまいる所存でございます。

○青木一彦君 油でどの程度汚れたかといふう、放射性物質のような基準値というようなものは私どもの承知している限り、ないんではないかと思います。

○青木一彦君 今回の魚の、例えば海の放射性物質の基準値というのも新たに国で作られたというふうに聞いております。今回、油も私、かなり心配かなと思つております、個人的には。やはり、これもしっかりと調べていただいて、そして基準値なりを国の方でやはり定めることができます。それで、何か問題があれば、いかに早く、スピードで、迅速に対応していただけますか」ということが一番大事だと思ひますので、どうかその辺をしっかりと農水省の方で責任を持つてやつていただきことをお約束していただけると有り難いですが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 油の基準値というふうなことのお話をござりますけれども、油の流出にかなり海に流れ出ているんではないかというふうに私、思つておりますが、この辺は調査をしていきます。この中で、いろんな燃油、ガソリン等が漏出しているというふうな状況で影響を受けるかというようなことがあります。この中で、いろいろな燃油、ガソリン等が漏出しているというふうな状況で影響を受けるか、お伺いいたします。

○國務大臣(鹿野道彦君) ありがとうございます。この中で、いろいろな燃油、ガソリン等が漏出しているというふうな状況で影響を受けるか、お伺いいたします。

ちで取り組んでいきたいと思つております。P.P.を含めまして、強い農業、強い漁業、強い林業へ向けて、まだまだ先のことだと思いますが、この被災に遭つた地域は本当に大変だと思います。今、言葉にこだわるようですが、復興復興といいて、事実をしっかりと公表する。やはり風評が一番大事だと思います。

もし油が流れているとしたら、その漁業の被害というものはどういうものがあるのかお教えください。

○青木一彦君 これもやはり早めに調べていただき、事実をしっかりと公表する。やはり風評が思つております。これは強制するわけにはいきませんけれども、ほかの意欲ある漁業者がもうやろうと言つてゐるところには全面的に協力をしてまいる所存でございます。

○青木一彦君 お話を聞きました。私の質問は終わらせていただきます。どうか大臣、よろしくお願ひします。

○國務大臣(鹿野道彦君) 考えられないような今回の大震災に対しまして、まさしく被災地に対しても食料と水の安定供給、そして壊滅的な被害を受けた漁村、漁業、そして農業、農地、そういうところに対して、これからもまた頑張つてみようと思います。それで、何か問題があれば、いかに早く、スピードで、迅速に対応していただけますか」というふうな気持ちになつていただくことがであります。

○國務大臣(鹿野道彦君) 油の基準値というふうなことのお話をござりますけれども、油の流出にかなり海に流れ出ているんではないかというふうに私、思つておりますが、この辺は調査をしていきます。この中で、いろんな燃油、ガソリン等が漏出しているというふうな状況で影響を受けるか、お伺いいたします。

○福岡資磨君 自由民主党の福岡資磨と申します。

意を表させていただきたいというふうに思いました。  
その上で、まず大臣にお願いをさせていただきます。  
本当に先ほどからお聞きしていると誠実な御答弁をいただいておるんですが、やはり中身を聞くと、全力でやりますとか、きっちりとやりますとか、万全を期しますと非常に漠然とした表現が多いんですね。やはりこれから有事法制とかを設ける中で決まっていくことも多いでしょうからなかなか言えないのは分かりますけれども、やっぱり不安に思つていらつしやる方、あしたの光を求めている方はたくさんいらっしゃるので、もう必要ないことは全部やると、予算は自分が責任を持つて付けると、それぐらい強い気持ちを持つて臨まれることが必要ではないかと思いますが、まずその点、お聞きさせていただきます。

○國務大臣(鹿野道彦君) 気持ちとすれば、先生が言われたような気持ちを私も共有をいたしております。ただ、私も政府の内閣の一員としてこの農林水産行政に対する責務を負つていて、このようなことから、やはりきちっとした政策又は施策というふうなものを打ち出していく、このことも大切だと思っております。ゆえに、今、実質的にどういう、どれだけの被害を受けているかといふうなことは、これは把握をしなきやなりませんし、そうでなければ手を打つことができませんから、その把握をする中で、やはり短期的に、本当に急がなきやならないのは何かと。例えば、つなぎ資金なんかは、やっぱりそういう早期の支援を求めている人たちに対してやらなければいけません。これについてはもう既に検討を始めております。

しかし、どれだけの、じゃ金額とか、どれだけの数があるのかというふうなところは、まだ実態をつかめない状況でござりますけれども、しかし、少なくとも、早くやらなきやならないというようなことでありますから、そういう短期的にやるべきもの、そして、これらの農業者なり漁業

者の人たちが意欲を持つて取り組んでいただきたいと思います。本当に先ほどからお聞きしている御答弁をいただいておるんですが、やはり中身を聞くと、全力でやりますとか、きっちりとやりますとか、万全を期しますと非常に漠然とした表現が多いんですね。やはりこれから有事法制とかを設ける中で決まっていくことも多いでしょうからなかなか言えないのは分かりますけれども、やっぱり不安に思つていらつしやる方、あしたの光を求めている方はたくさんいらっしゃるので、もう必要

ないことは全部やると、予算は自分が責任を持つて付けると、それぐらい強い気持ちを持つて臨まれることが必要ではないかと思いますが、まずその点、お聞きさせていただきます。

○福岡資麿君 ありがとうございます。

非常に立場としてもどかしい思いというのは分かりますが、その大臣の強い姿勢で勇気付けることがあります。そのため、私は承知している限りでございますが、その大臣の強い姿勢で勇気付ける方はたくさんいらっしゃるですから、できるだけ踏み込んだ対応をしていただくことを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○福岡資麿君 ありがとうございます。

そこで、今回様々な農水産品についても被害を受けているわけですが、特に放射線による被害と

いうことについては非常に長期にわたる可能性があるわけでありまして、そういう部分を中心

に残る割合がどのくらいかというのを、全くゼロでなくして、そういうふたつの国々がございま

すので、我々は今その知見を一生懸命探ししております。

ですから、どのくらいの程度、例えば千、数字

が仮に千だとしますと、一年間作物が吸収してしまった場合は、そのふうになつたら、

これがその県の主要農産品に該当していくかもしれません。それがその県の主要農産品全部を検査しなければ、例えばスパーべーで手に取られる方が、

これがその県の主要農産品に該当していくかもしれません。それがその県の主要農産品全部を検査しなければ、安心して手に取れるわけがないわけですか

ら、そういう部分で、どの品目をやるのかということについてもしっかりと決め事があるのかどうか、そういうふたつのことについてお伺いさせていただきます。

今、食物の放射性物質による被害というのを問題になつてゐるわけですが、これは大気中を通じて直接食物が取り込んでいる場合もあります。

今新聞報道とかを見ると、例えばボウレンソウとかはよく洗えば大丈夫なんですと、そういうふうな話もあるというふうに承つています。

今新聞報道とかを見ると、例えばボウレンソウとかはよく洗えば大丈夫なんですと、そういうふうな話もあるというふうに承つています。

今、初めてのケースでござりますので、どういった因果関係があるのかというのを調べていて

ころでございます。

そういうふたつことを踏まえましてこれから対応を考えまいりたいと思つております。

○福岡資麿君 おつしやつたように世界的な知見

がもし不十分だとすれば、しっかりとした検査体制を充実させることが必要だというふうに

思つてゐます。

例えば、水が汚染されて、そこからまかれる水

を、汚染された水を吸収するというようなことがあらんであれば、例えば霞ヶ浦の水系とかからもたくさんの農地に水が行つたりしてゐるわけありますから、そういうことも含めて、広範囲に範囲が及ぶ可能性があるということを念頭に置いておかなければいけないと、いうふうに思います。

○副大臣(篠原孝君) 私も技術的なことに、ついで完全にいろんなことに実は通曉をしているわけではございませんけれども、私が承知している限りでは福岡委員御指摘のとおりでございまして、土

の場合はそのまま残るわけです。ですから、洗い流せばいいというわけにまいりません。沃素の場合は半減期が非常に短くて八日間ぐらいと、それからセシウム、それから今言われておりませんが、ストロンチウムとかはもう三十年、半減期が三十年ですから、長期間にわたつてそのままになつてゐると。

そういう中で、例えば二、三日前、東京の金

町の浄水場でも汚染された水があつたということ

で言われておりましたけれども、例えば今出荷制

限の四県以外にその周辺の六県ということで、対

象範囲、検査の対象を、しつかりやつていただ

ておかなければいけないと、いうふうに思います。

○政府参考人(梅田勝君) 食品衛生法に基づく食

品中の放射性物質の検査につきましては、地方自

治体の衛生部局において、農政部局の協力を得た上で、緊急時における食品の放射能測定マニュアルというのがございます。これを参考にして、出

荷の多い農産物で現在栽培がなされている作物を

中心として、その生産段階での監視を計画的に行つていただきたいと考へております。

それから、議員の御指摘のよう、既に出荷制限の対象となつた福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に隣接する六県においては、放射性物質の広がりが懸念されることから、適切な検査を実施するよう私どもの方から県知事に要請しているところでございます。

○福岡資麿君 ちょっと重ねてになりますが、やはり全ての出荷品の種類を調査しなければ、なかなか消費者に安心感を与えるられないのではないかということについてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(梅田勝君) これはもう検査の能力というものがございます。今もう非常に検査の依頼がふくそうしております。そういうことも考えまして、このマニュアルでは、例えば第一段階として、葉菜類の食品、第二段階として芋類等を含めた食品ということで、やはりそういう重みを付けて、全体の能力がございますので、我々国としても支援はしておりますが、能力がございますので、そういう意味で重みを付けてお願いしたいと考えております。

○福岡資麿君 その検査能力に限りがあるというのではなく、消費者に風評被害も含めて安心感を与えるためにやつてゐるんだつたら、検査していない品目があるというふうに思います。

次に、土壤汚染についてお伺いしたいと思います。

先ほど篠原副大臣おつしやいましたように、沃菜については半減期八日間と短いわけでありますが、セシウム等については半減期三十年掛かつたりというようなことがあります。ですから、今、先ほどおつしやいましたように、葉物の野菜とかそれから牛乳とかは沃素の方が短期的に心配なわけですが、セシウムに汚染された土壤というのは、三十年間、極端な話すつと、三十

年で半減ですからもつとそれよりも長くずっと土地にとどまつて放射線を発し続けるということを考えると、これがもう本当に及ぼす影響というのは物すごく大きいものがあろうかというふうに思ひます。

そういう部分でいつて、各地域の土壤がどれだけ汚染されているかという状況についてもしつかり把握していく必要があるというふうに思ひます。が、その今の状況がどういうふうになつてゐるか、そういうことについてお伺いをさせていただきます。

○政府参考人(加藤重治君) 文部科学省におきましては、今回の事態を受けまして、まずは全国の状況を早く知るということで、全国各都道府県一ヵ所におきまして、空から降つてきたものの中に放射性物質がどれだけ含まれているかということを毎日都道府県から御報告いただきまして、その結果を取りまとめて発表してございます。

また、福島県の発電所の近傍におきましては、発電所から事故で出てまいりました放射性物質がどういう環境中で動きをしているかというところをとらえるという目的で様々な環境中の放射性物質の存在状況の分析を行つてあるところでござります。

○福岡資麿君 土壤の検査についてもしっかりとやついていただきたいということを申し上げさせていただくとともに、 Chernobyl のときの土壤汚染に関しても、土壤がどれだけ汚染されていたかという程度と、またそれが米麦の核の含有の部分との相関関係があるといふところのレポートも私も拝読いたしましたが、そういった部分の相関関係について、今分かつていらっしゃる限りでお答えいただければと思います。

○副大臣(篠原孝君) 先ほどの答弁ちょっと訂正させていただきます。ストロンチウムの半減期、セシウムと同じ三十年と申し上げましたけれども、二十八年だそうで、ちょっと一年だけ違つておりました。

それで、先ほどちょっと申し上げましたのです

が、これを専門用語では移行係数、どれだけ移っているかということがあります。放射性セシウムについてですけれども、米についてどうかという部について、国際原子力機関 IAEA のデータでございます。

そういうと、放射性セシウムの場合でございますけれども、どれだけ移行していくかといいますけれども、いろいろ数値に違いがあります。それで、きちんとしないわけです。これ数字ちょっとと今申し上げても皆さんぱつと頭の中に浮かんでこられないかと思ひますけれども、米の場合でございますけれども、どれだけ移行していくかといいますけれども、いろいろ数値に違いがあります。それで、きちんとしないわけです。これ数字ちょっとと最大で ○・一五 ポイント、それから最小だと ○・一〇〇一、物すごい違いがあるわけです。平均しますと、 ○・〇〇七五 ということです。

それで、具体的に申し上げないとお分かりいたば非常に放射性セシウムの濃度が高くなつてしまつたと、十六万三千ベクレルという、この仮定であります。それで、水稻のところにはこの十六万三千ベクレルだった場合に、一俵米は一年間成長している間にどれだけのものを、この十六万三千ベクレルがどれだけ吸収されるかということですけれども、先ほどの順番で申し上げますと、最大値を用いると、三万九千ベクレルになつてしまひます。最小値だと百五十、平均だと千。そして、米の暫定規制値は五百ですから、平均値を用いた場合は千になります。最小値を用いた場合は百五十というふうになつてきてします。だから、最小と最大の差が物すごく激しくて、きちんとしていません。最小値だと百五十、平均だと千。そして、米の暫定規制値は五百ですから、平均値を用いた場合は千になります。最小値を用いた場合は百五十というふうになつてきてします。だから、最小と最大の差が物すごく激しくて、きちんとしないといふことが実情でございます。

○福岡資麿君 今おつしやられたとおり、ちょっと幅が広過ぎてなかなかイメージとしてつかみづらいというのはよく分かりました。

それで、じや次に教えていただきたいのが、そういったセシウムとかに汚染された土壤を再び農地としても使うようにするために何かそういう方法を除去する方法とかがあるのかどうか、そういったものについてお伺いしたいと思ひます。

○大臣政務官(吉田公一君) 間違いです。失礼しました。

○福岡資麿君 先ほど青木委員のときは何か二万平米とおしゃいましたけれども、二万ヘクタールですよ。多分間違つていらっしゃるだろうなと思って聞きました。

○大臣政務官(吉田公一君) 間違いです。失礼しました。

○福岡資麿君 二万ヘクタールということです、そのほかに液状化による被害等もあるということです。それがプラスで乗つかつてくるというふうに思ひます。

その次の質問は、今お答えになろうとしていた

部分ですが、仮に、じや塩をかぶつた部分というのと、塩害の被害とか当然出るわけですから、農地として再び再生し得るためにはどれくらいの期間が必要か。それは、例えば油が流出したやつが農地に染み込んでいる部分とかもあると思います。

先ほどと同じように、その地で農業を営まれている方が、いつになつたらまた自分たちが再び営農できるのかということについてもある程度の目安がないとなかなか希望が持てないということもあります。かと思いますが、その点についての御見解を教えていただければと思います。

○大臣政務官(吉田公一君) 津波の被害の一つであります塩害除去でございますけれども、これ、十分な量の真水を長時間掛けるしかないということが一つでございます。そして、土壤中の塩分を洗い流すと、客土、それから石灰等をまくというような時間の掛かるところでございますが、それを単独又は組合せで実施していかないとなかなか塩害を取り除くことができないと、こういうことでございまして、特に油が付着した土壤は取り除いた上客土しなきやならないということでございまして、津波によります被災農地の復旧にはそういった意味でかなりの時間を要するだろうと、こう言われております。

○福岡資麿君 時間を要する中でも早くやはり対応を打って、そこで再び農業を営まる方に希望の光を見せる、そのことが非常に大事なことではないかというふうに思います。

また、先ほどの話ではないですが、予算の話でいうと、やはり土地改良予算も含めて、今かんがい施設とともに非常にこれによってダメージを受けている部分というのがありますから、これまで相当そういった部分の予算切り詰めてきたということについては、やはり方針を転換していくだけで必要なそういう整備も進めていただく、そういうことについて強く申し入れさせていただきたいと思いますが、御見解をお聞かせいただきたいと

思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 土壌の調査等々、こういうものを含めて、予算がないからできないといふことにはならないようだ。ただ、先ほど申し上げたとおり、能力の限界というものがあるので、そこから、果たして、国内の今の体制でできるだけのことをやりながら、場合によつては分析器等々

アメリカ等の諸外国にも要請をして、そしてできるだけ早く購入をする中で、輸入をする中で検査等々ができるだけ幅広く行うことができるような体制をつくつていきたいと思っています。

○福岡資麿君 ありがとうございます。是非全力を挙げていただきたいというふうに思います。

先ほど長谷川委員の方からも御質問の中にありました、米の播種というものがもう目の前に迫っているわけであります。やはり、先ほど来お話ししましたように、津波の直接的な被害の部分については、二万ヘクタールも含めてプラスアルファの部分ということで、面積的な部分である程度把握は可能なんでしょうか。もう一方、先ほど申しました、米を作付けした場合に、土壤が汚染されていて、そこからできるお米が商品として成り立たない、そういう地区というのも場合によつては出てくるわけであります。

ただ、やはりそういったことが分かるというのは非常に、ここ一週間、十日で分かるような話ではないというふうに思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) まさしく作付けの前に方針を出すというふうなことで今取り組んでいるところです。

○福岡資麿君 是非お願ひします。

その上で、今日も何度も議論になつておりますが、補償をどうするかということについては大分、当初のときよりも踏み込んだお答えをいただけるようになつてきているというふうに思いました。一番最初は、明確に言えるのは、出荷停止にはないというふうに思いますので、そういうふうに定めていくのか、そのことについてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今委員からの御指摘の、いわゆる稻作農家にとつてもこの作付けをどうするかと、まさしく差し迫った問題で課題であります。かと、もう一回、補償の基準というのはどうあつたのが、ある程度風評被害も含めて対象に入ることであります。どこまで、全額かなかなかちよつとはつきりしない部分もあると思いまが、もう一回、補償の基準というのはどうあつたものについてはしっかりと補償するけれども、ほかのものについては検討したいといふことがあります。一番最初は、明確に言えるのは、出荷停止に

ます。

○政府参考人(加藤善一君) 文部科学省でござい

ます。

質が蓄積していれば作物に吸収されて汚染が発生する可能性があると、こういうふうなことでありますから、放射性物質が土壤の中にはどの程度蓄積されているかということは当然調査をしなければなりません。そして、その結果を踏まえて判断すれば、から、果たして、国内の今の体制でできるだけ連携を取つて早急に土壤のモニタリング調査を実施して、できるだけ早く一定の方針を出したいと、こういうふうなことで今農林水産省の対策本部におきましても取り組んでおるところでござります。

○福岡資麿君 先ほど長谷川委員のときのお答えの中に、米の作付け前にはしっかりと答えを出すといつたこの土壤汚染の部分も含めて、それはしっかりと見通しを立てていただく、結論を出していただくということでよろしいかということをお聞かせいただきたいと思います。

○福岡資麿君 何度もそのお答えをいただきますが、その適切な賠償を行なうというのがどうとでも関係が認められるものにつきまして、原子力損害の賠償に関する法律がございますので、この法律に基づきまして、その損害に対して適切な賠償が行われることになつてございます。

○福岡資麿君 何度もそのお答えをいただきますが、その適切な賠償をするということを明示していただきたいと、言葉で書けば相当の因果関係が認められると、非常に分かりづらいという部分で取れるというか、本当にどれだけの補償をしてもうれしいというふうに思うんですね。

だから、そういう部分でやはりしつかり補償を全額するならするということを明示していただきたいと、非常に分かりづらいというふうに思いますが、その点についていかがですか。

○政府参考人(加藤善一君) 今後の賠償の仕方でござりますけれども、被災者と原子力事業者でございます東京電力の間でその賠償が円滑に行われますように、法律に基づきまして文部科学省に原子力賠償紛争審査会という組織を設けまして、これは法律によつて設けるものでございますけれども、この中で、今回の事故で生じました多様な損害の考へ方もこの指針に沿つて判断されるというふうに考えてございます。

○福岡資麿君 指針に沿つてということでしょうけど、早くそういう姿を見せないと、現地では途方に暮れていらつしやる方たくさんいらっしゃるわけです。そういう方々に適切な対応をすることだけは申し上げさせていただきたいと思いま

また、水産の風評については先ほど青木委員の方から御質問がありました。例えば、釣子沖とかでいつても、キンメダイなんかは比較的深海にすんでいるというふうに承っていますから、例えれば浅瀬にすむお魚はどうなのかというようなことも含めて、やはり広範囲にわたるモニタリング、そういうことをやつていただきなければいけないということを併せて申し上げさせていただきたいと思います。

最後に、ちょっといろいろな今安全基準が示されていますが、例えばこれを一日何ミリずつ一年間飲んでも健康には問題ないとか、そういう例えとかがよくされるわけですが、やっぱり安心感の示し方としては、今消費者としては、もう飲み水も汚染されている地域があると、若しくは農産物についても汚染されている部分があると、ひょっとしたら魚もまだ分からぬというような部分の中で、その一つの品目だけ毎日何キロも食べないでしようみたいな言い方されていますが、みんなそれ合わせて食べていくと結局は基準値超えてしまうんじゃないかな漠然とした不安で皆さんあると思うんですが、その方々に対して、あなたたホウレンソウ一日にこんなにたくさん食べないでしようだけでは、なかなかそれは安心感で示せないと思うんですが、その点についてはどういうふうな、その不安拭うたためにどういう説明の仕方したらいのか、そういうことも含めて御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(都筑秀明君) 現在、出荷制限等が行われております食品安全衛生法の中で暫定基準というものが定められておりますが、これは、私ども原子力安全委員会が定めました防災指針の飲食物摂取制限に関する指針を採用させていただいているところでございます。

この指針の中身をどういう根拠で作られたかという点について御説明をさせていただくことでお答えに代えさせていただければと考えております。

防災指針のこの指標でござりますけれども、国際放射線防護委員会 ICRP で決められた基準を基に定めております。この設定に当たりましては線量レベルというものが決められておりまして、これに基づいて指針を策定しております。具体的には、例えは沃素につきましては、甲状腺への線量、等価線量で五十ミリシーベルト、これは実効線量で二ミリシーベルトでございます。セシウムにつきましては、全身への線量、実効線量で五ミリシーベルト・パー・年ということでござります。これを基準に飲料水、それから牛乳・乳製品、野菜、それから穀類、肉、卵、魚その他の食品ごとに基準値を振り分けまして年間の摂取量を想定をいたします。その結果、一年間で摂取し続けた場合に基準値に達するのはどのくらいなのかということでの放射能濃度を定めたと、これが私どもが定めた指標でございます。

逆に申し上げますと、この指標の濃度、放射能濃度を一年間摂取した場合の、例えは今三百ベクレル・パー・キログラムでありますとか、二千ベクレル・パー・キログラムの飲料水とそれから乳製品、それから野菜類ですね、例えは沃素であればその三種類が対象になつておりますけれども、それをその濃度で一年間、平均的な摂取量で一年間摂取した場合に先ほどのその値、五十ミリシーベルト・パー・年になるということでござります。セシウムにつきましては五ミリシーベルト・パー・年ということでございます。

これらの値につきましては、現在、職業被曝の限度であります二十ミリシーベルトに比べましても低い数字となつております。合わせまして七ミリシーベルトといふことになりますので、これをもつて健康に影響が及ぼす線量とは私どもは考えておりません。

この指標は何かといいますと、どんな意味合いがあるのかということでございますけれども、災害対策本部等の飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するための指標として示したものでございます。

○福岡資麿君 もう時間ですから終わりますが、是非万全の体制を皆様方講じていただきましてをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。平成二十三年度農林水産関係予算に関連しまして質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、この度の東北地方太平洋沖地震の被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。中には農林水産業、食品産業関係の方々もおいでになると思いますので、心からお見舞いを申し上げたいと思います。そしてまた、お亡くなりになつた方々に対しても心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきますけれども、まず最初に農林水産業関係者の被災者の生活再建あるいは農林水産業の復旧復興支援に関して質問をさせていただきたいと思います。

さて、平成二十三年度予算案は昨年末に編成されたもので、本年三月十一日に起きた東北地方太平洋沖地震及びそれに付随して起つた原発事故による甚大な被害対策に関する予算は盛り込まれておらないわけであります。私は、本来ならば、今日は予算の審議の一つでございますけれども、予算案を一部編成し直して災害対策に十分な予算を来年度予算編成に盛り込むような努力をすべきだと、そのように思いますが、残念ながらそのような政府・与党の方の方針でないと、このような政府・与党の方の方針でないと、このようないわゆる予算案で対応するという方針のようであります。

政府は本年度あるいは次年度の予備費や次年度補正予算で対応するという方針のようでありますけれども、農林水産省分野の災害対策関係予算の本年度あるいは次年度の予備費あるいは次年度の補正予算編成に向けてどのような要求の取りまとめ、特に農林水産業の復旧再興並びに生産者の生産再建等に関する予算、そしてまた食の安全、消費者の信頼確保関係の予算等々、いろいろあると思つてますね。そういうものの検討状況につきましてお伺いをしたいと思います。鹿野大臣、お答えくださいたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) この度の東日本の大震災によりまして大変な被害を被つておられる方がたくさんおられるわけでございまして、そういう中で、一つは被災者に当面必要な食料品、飲料水、毛布等の防寒用品、医薬品、日用生活品の調達実施している人命救助や物資等の輸送支援等の活動に必要な燃料の購入費、これは二十二年度、二十二年度の予備費が使用されておるところでござります。

今後のことにつきましては、当然食料品なり飲料水なりあるいはその他の燃料などの調達、供給については、農林水産省といたしましても、関係業界の協力を得ながら省を挙げて取り組んでいかなければならぬと思っておりますけれども、今先生御指摘の今後の復旧というふうなことが、今先生御指摘の今後の復旧というふうなことがあります。

今後のことにつきましては、被災状況というふうなものはまだ実態がなかなかつかめないところもござります。しかし、できるだけ早くそういう状況を把握した上で、現場の声というふうなものもお伺いをしておられるわけでございますけれども、とにかく、二十三年度の予備費なりあるいは補正予算の活用も含めて、必要かつ十分な対応を行つていなければならぬと思っておるところでございます。

○渡辺孝男君 なかなか大きな予算に、補正予算あるいは予備費の使用というような形になると思うんですねけれども、しっかりと対応していただきたいと思います。

そしてまた、今後は生活再建とか農林水産業の復旧再興がだんだん大きな課題になってくると思います。そういう意味で一つ確認をさせていただきたくたいんですけど、今回の地震、津波による被災者の地震保険、並びにJIA共済での地震関連の共済の加入状況の全体像、そして、もし把握できてい

れば農林水産業関係者の加入条件等についても情報が得られれば教えていただきたいと。そしてまた、保険の支払の基本的な仕組みについて簡潔に金融庁そして農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君)

お答えいたします。

地震保険についてでございますけれども、まず加入状況でございます。平成二十一年度末の地震保険の世帯加入率、この世帯加入率というのは地震保険の契約件数の世帯数に対する割合でござりますけれども、これを被災県別に見ますと次のようになっております。岩手県一二・三%、宮城県三二・五%、福島県一四・一%、茨城県一八・七%となつております。ちなみに、全国平均二三・〇%ということです。

引き続きまして、地震保険の保障の仕組みでございますけれども、まず地震保険は火災保険といふ保険に特約的に附帯して締結する形になつております。地震保険の保険金額はその基本となりますが上限がございまして、その上限と申しますのは、まず居住の用に供する建物、いわゆる家屋ではございます、この家屋については五千万円の上限、それから生活用動産、いわゆる家財道具でございますけれども、これについては一千万円の上限といふふうになつております。

また、民間の地震保険は、民間の損保会社が引き受けたものを国が再保険で引き受ける仕組みになつております。これによつて地震のリスクをなつております。

以上でございます。

○大臣政務官(吉田公一君) JAの建物更生共済は火災に加えて、今お話をありましたように、地震等の自然災害によります損害についても補填をするものでございます。

農協の組合員の方々の人数は、建物更生共済

加入率は全国ベースで七〇%でございます、平均。被災しました御承知のとおり岩手県、宮城県、福島県、茨城県の加入状況を申し上げますと、四県合計で平均七四%ということになつております。加入組合員数は八百一万これがございま

すから、加入率は先ほど申し上げたように平均七〇%ということです。

○副大臣(篠原孝君) 仕組みにつきましては私の方からお答えさせていただきたいと思います。

もう答弁の方にありましたけれども、JA共済の建物更生共済は、火災に加えまして自動的に地震等による自然災害についても一体的に保障する有利な共済になつております。

特徴、四点ございます。先ほど金融庁の方から答弁ありましたとおり、地震保険は、普通の場合には火災保険の特約として加入しておりますけれども、建物更生共済は加入すれば地震に対する保障が必ず付いております。これが一点でございます。二点目は、先ほど、時価額の一般的の場合は建物の三〇から五〇%の範囲内で任意に設定されたものしか保障されません。それに対して、建物更生共済は再取得価額の五〇%まで保障されると、これが二点目の有利な点でございます。三点目でございますけれども、先ほど限度額、一般的の居住の住宅五千万という、これに対しまして引受限度額が約五倍の二億五千万になつております。これが二点目です。四点目でございますけれども、政府再保険の対象外です、建物共済の場合は、そして、海外の再保険等がなされております。

こういった点で有利ではないかと考えております。この再保険等がなされております。

○渡辺孝男君 地震保険あるいはJAの共済保険に入つておられる方々は、書類等が紛失しても、これ原簿持つて、原簿といいますか、きちんと情けを受けたものを国が再保険で引き受ける仕組みになつております。JAの建物更生共済は、火災に加えて、今お話をありましたように、地震等の自然災害によります損害についても補填をするものでございます。

農協の組合員の方々の人数は、建物更生共済

特別な給付金というような形でまた応援するわけありますけれども、それでもなかなか実際上大変な状況かなと思いますので、更に特別な対応等も御検討いただければと、そのように考えているところです。

次に、質問を移らせていただきますけれども、これは被災者の水田への影響等に関連してでありますけれども、今回の地震、津波、あるいは原発事故、そういうものによる今年の米の生産に与える影響、あるいは生産数量目標の再配分、そういうことにもしなければならないのかどうか、その点に関する検討状況を農水省にお伺いをしたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 現在の津波の被害状況でございますけれども、大臣の方からも何回も答弁させていただいておりますけれども、津波の直接被害は二万ヘクタールといでの分かつておりますけれども、それ以外にも水路の破損とか水を引いたら水が抜けてしまったというような、水田自体に水が張れないというような状況、これたさんがあるはずなんですが、こういったものの状況を我々把握しておりません。これがあるために、今生産数量目標を定めておりますけれども、これ大きく変えなければならぬんじやないかという考え方でございます。

まず、この生産数量目標につきましては県内で調整していくだけと。例えば、宮城県は相当被害が大きいわけとして、全農地面積の一〇%ほど津波にさらされております。相当変えなくちゃいけないんじゃないかということで、私直接聞いていましたけれども、今日は原発事故も起つてしまつたということであります。これから話でありますけれども、早く収束してもらいたいという願いは本当に全國民共通だと思いますけれども、万が一、原発事故関係で放射能の汚染等で水田の作付けができないというようなことがあつた場合は、先ほどのお答えですとそれは補償するんだけれど、農家に対して補償するというお話をありますけれども、もう一度そのところを確認をしたいと思うんですが、これ農水省の範囲内です。

○渡辺孝男君 この点につきましては、大臣から先ほど明確にお答えしたとおりでございます。して、どの程度の影響を与えるかというのを今検討中でございまして、その検討結果を踏まえまして適切に判断して、そして播種前にきちんと決めてまいりたいと思っております。

三県で言いますと、被害を受けて津波で洗われたところの三九%、約四割近くが農地でございまして、そういう意味では非常に大きな影響を受けているわけです。その県間調整で調整できないことがあります。

そういう場合、もう既に行われてきておるわけでございます県間調整というのがあります。例えば、新潟県はおいしい米ができると幾らでも売れるということで、ところが二毛作、福岡委員の地元。そういうことができるということで、從来より大体二千六百ヘクタールぐらい分を新潟県でも請け負つていただくというのがあるわけでございます。こういったことがありますので、そういうルートがないと。佐賀県の場合は、麦を作つて、そして大豆を作るという二毛作、福岡委員の地元。そういうことができるということで、從来より大体二千六百ヘクタールぐらい分を新潟県でも請け負つていたいと考

○渡辺孝男君 次に、来年度から新たな米の備蓄制度、いわゆる回転備蓄から棚上げ備蓄へと変わるべきでありますけれども、この米の備蓄制度に関するいは変更等があるのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。これは農水省。

○副大臣(篠原孝君) 先生は、備蓄の買入れについての変更、それとも備蓄の放出、どつち。

○渡辺孝男君 まあ放出についても、検討されるのかどうかも含めまして。

○副大臣(篠原孝君) はい、分かりました。

備蓄の放出についてでございますけれども、今回は我々は一番最初に重点を置きましたのは、被災地の皆さんに一番必要なものを届けます。何が必要かと考えますと、現場で調理の必要なないおにぎり、弁当・パンではないかということです、これに全力を挙げてまいりました。その次に、ある程度道路事情が良くなつて物が入るようになると燃料もあると。次は炊き出しでございました。炊き出しの段階になりましたら精米でござります。

で、我々の備蓄というのは何をしてあるかといふと、玄米でございます。ですから、玄米を持つていつもすぐ料理できませんので、一番最後になります。幸いにいたしまして、ライフライン等がだんだんてきておりまして、今のところは、場所によって違いますけれども、精米でもつて炊き出しというところが避難所のところでは多くなつてきているんじやないかと思います。ですから、民間でもつて精米した米の在庫がありますので、それをまず使つていただくということで、我々の備蓄を放出するということは考えておりません。幸いにして、そういう事態にならずに済んだのではないかと思ひます。

それから、二点目の御質問でござりますけれども、備蓄の契約、もうして、一回目の入札が行われました。ですけれども、そういった入札はしたけれども、その後この地震が起きまして、あるいはまた原発の問題もあります。そういうふたこと

で、買入れ入札されて落札されたんすけれども、生産が困難になるという場合が予想されまつります。

一回目の入札は約二十万トンなんですが、一回目は五万トン落札しております。それで、どういったところが落札したかというの分かつてお産地ということもありまして、東北の県が多うございます。岩手県が千三百五十六トン、宮城県が五千七百トン、福島県が千二百トン、それから

渡辺委員の御地元の山形も七千六百八十九トン、それから秋田が一万一千三百七十四トンということで、東北の被害を受けた三県、よく言われます三県で八千トンほど落札しているわけです。この人たち、この地域でもつて八千トンを供給できないうということになつたら、やっぱり契約変更していただかなければなりません。このルールは、もう元々こういう事態じゃないときも想定しておりまして、このときは別の方に替わっていただきたい仕組みもできておりますので、こういつたことで適切に対処してまいりたいと思つております。

それから、備蓄のそもそも運営でございますけど、私、今、今のところ放送出する気はないといふことを申し上げてはおりましたが、今後の状況いかんでは、そういうことが必要になつたら、当然でござりますけれども、運用してまいりたいと思つております。

○渡辺孝男君 ちょっとと時間の関係で質問を飛ばさせていただきますが、食品に関する放射能規制値の検討状況とそれに伴う農林水産省の対応についてお聞きを受けております。

現在、食品安全委員会において精力的に御議論いただいているところであります。厚生労働省といたしましては、データの提供など、食品安全委員会の評価が円滑に進められるよう全面的に協力してまいりたいと考えております。また、評価結果が示されましたならば、その評価結果に基づき速やかに規制値の再検討を進めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(栗本まさ子君) 食品安全委員会の状況でございますが、今ございましたように、三月二十日に厚生労働大臣から食品健康影響評価について審議を行つておりました。

食品安全委員会といたしましては、このような緊急事態でござりますので、優先的に専門家による審議を行うこととして、二十二日及び二十三日に既に二回の審議を行つておりまして、本日も今審議を行つている最中でございます。引き続き科学的に、また客観的かつ中立公正に審議を行い、速やかに一定の結論を出したいと考えております。

○政府参考人(加藤善一君) 原子力発電所の事故によります損害の賠償につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、出荷停止に至つた農林水産物に限らず、一般論といたしまして、事故との相当の因果関係がありますものについては、原子力損害の賠償に関する法律という法律がございますので、それに基づきまして適切に賠償が行われることになります。

この補償につきましては、一義的には原子力事業者でござります東京電力が今回の場合その損害を賠償する責任を負うことになります。しかしながら、政府といたしましても、東京電力がその責任を全うできるように連携、協力をいたしまして、被害者の方々が適切な補償を受けられるよう万全を期してまいりたいと考えてございます。

○政府参考人(梅田勝君) 三月十一日の福島原発災害の発生を踏まえまして、食品の安全性を確保する観点から、三月十七日に、原電力安全委員会全委員会として厚生労働省、関係の省庁からお伺いをしたいと思います。

○渡辺孝男君 今後、食品安全法に基づく放射線規制値の検討結果が出た場合に、今後、農林水産省としてはどういう形での対応になるのか、概要だけでもお教えいただければと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今後、食品安全委員会からの答申が出たとありますならば、昨日も大臣はこの被災地等への水や食料の確

厚生労働省が新たな規制値を定める場合におきましても、農林水産省としては、引き続き厚生労働省に全面的に協力をいたしまして、農産物等の調査の円滑な実施に努めてまいりたいと思つております。

○渡辺孝男君 生産者の方々は、本当に消費者の皆さんのために安全、安心、そして良質の食料を提供しようと努力をしておるわけでありまして、安全基準内のものであればきちんと消費者に提供されるように、ここは様々な情報をしっかりと提供していただきたいと思います。

それでは、万が一、食品に関する放射能汚染が分かつて様々な出荷停止と、あるいは摂取制限とされるように、ここは様々な情報をしっかりと提供していただきたいと思います。

保、万全を期していくということをお述べになつたわけですが、御案内のとおり二、三日のうちに、とりわけ水の問題といいますか、東京の金町浄水場等々からの、いわゆる水道水からも放射性物質が検出される、これが東京のみならず関東の幾つかの県でもそういう状況になつてきただとようなことが出てきまして、被災地に大量に持つていかなきやならぬのに加えて、この首都圏での、特に乳児を抱えておられる御家庭などにペットボトルも配らなきやならぬというようなことが発生したわけでありまして、いずれにしても、これから、先ほどのお層のニュースを見ていても、原発の残念ながらなかなか収束のめどが付かないという状態ですので、これから水道水、一時ちょっとと数値は落ちた感がありますが、また雨が降れば、またこの放射能の放出がどうしても止まらなければこの問題は長期化すると思いますけれども、いずれにしても、大量のペットボトル水がこれから被災地に、また関係の自治体に必要になつてくると思いますが、この確保、どのように取り組んでいかれるか、大臣にまずお聞きをしたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 飲用水の確保につきましては私は水道当局の対応が基本ではないかと考えておりますけれども、水道水の代替としてミネラルウォーターの需要増が見込まれます。ですから、我々の省といたしましては、ミネラルウォーターの生産、流通、供給、これの拡大のために昨日関係団体に対しまして強く要請を行つたところでございます。今後ともこうしたことと続けてまいりたいと思つております。

○柴田巧君 是非、計画停電があつたり、ミネラル水を作る企業もいろいろ大変なところもあるうかと思ひますし、また、ちょっとと詳しい技術的なことを簡単には使えないんだそうでありまして、したがつて、量産するといつても極めて技術的に困難も伴うということかと思いますが、いずれにし

ても、そのミネラル水、ペットボトル水の確保に

全力を挙げていただきたいと思います。  
そういう中で、この水、そして食料をどうして買いためが起きるとなかなか現実そうならないわけでありまして、水や食料は安定的に供給できることをやつぱり効果的に周知します。私も麹町宿舎に住んでおりますが、もう近辺の、昨日の夜の時点では一本も水はありませんでした。事ほどさように、そういう不安などから買いだめる、買い占めるというような状況が現実に起きているわけで、本当に必要な人のところに行き渡らないというのが一番懸念されるわけで、片方

そういう意味でもこの買いだめの自粛を求める

メッセージを、あるいはいろんな形でそういうた

めに情報発信をしていくべきだろうと思います。

大臣は、十六日だったかと思いますが、やはり米の買いだめに関して冷静な対応を呼びかける

メッセージを発せられたと承知をしております

が、水や他の食料についてもやつぱり何らかの形

で大臣自らの言葉が、力強いメッセージが必要だ

と思いますが、そういったものを出される御予

定、お考えはあるでしょうか、お聞きをしたいと

思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) これからも消費者の

方々の冷静なる御判断をいただくという意味にお

きまして、消費者の方々あるいはこの関係事業者

の人たちにやはり正確なる情報というふうなもの

を的確に伝えるというふうなことがまさしく冷静

な行動を取つていただくことにつながるわけである

とお聞きをしたいと

思います。

○副大臣(末松義規君) 先生、その買いだめにつ

きましては、御指摘のように、まさしくリスクコ

ミュニケーションになるんでしょうけれども、正

確で分かりやすく、そして迅速で効果的なメッセージ

、それをいかに伝えていくかというのが一

番の肝になつてまいります。

そういつた意味で、私どもの方でやつております

のが、メッセージとして、ます供給量 자체が通

常の供給量の同等かそれ以上の供給を実際にやつ

ておりますので、それで供給体制には全く問題が

ないということはつきりさせていること。そし

て、買いためなんかをやりますと本当に必要な被

災地への供給に支障を来してはいるんだと、こうい

うことを行つておられます。

具体的には、大臣は記者会見等とかあるいは記

者発表、さらに消費者団体に対して繰り返し言つ

て、買いためなんかをやりますと本当に必要な被

災地への供給に支障を来してはいるんだと、こうい

ことを繰り返し言つておられます。

具体的には、大臣は記者会見等とかあるいは記

者発表、さらに消費者団体に対して繰り返し言つ

て、買いためなんかをやりますと本当に必要な被

災地への供給に支障を来してはいるんだと、こうい

ことを繰り返し言つておられます。

○柴田巧君 是非、引き続いてよろしくお願ひを

したいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 続いて、昨日も若干ちよつと質問があつたかと

は思いますが、今、農産物あるいは水産物、海の

方のいろいろな心配、あるいは水産施設の心配など

が大きいわけですけれども、これだけ大きな地震

があつて、その後余震も続いている中で、いわゆ

る農業用ダムやため池などの被害状況、というのも

一体どうなつてているのか一度確認をしなきゃなら

ぬと思いますし、そのときは表面的には大丈夫で

も、これだけ余震が続くと、入つていった目に見え

なかつた亀裂が大きくなつていつたりするという

可能性もあるのではないかと心配をするところであ

りまして、二次災害などを防ぐためにもそう

いった農業用ダムやため池などの農業用施設の緊

急的な点検、調査の状況、どうなのか、また今後

どういうふうにやつていかれるのか、お尋ねをし

たいと思います。

○大臣政務官(吉田公一君) 私も実は昨日、霞

ヶ浦の地域に視察に行ってまいりまして、御指摘

いろいろなことが長期化してくれば、場合によれば

海外からもそ

ういつたものを受け入れていくとい

うようなことも真剣に考えなければならぬのでは

るんだと思いますが、そういう海外からの水や

やつぱり日に日に強くなつていると正直私も感じ

ます。私も麹町宿舎に住んでおりますが、もう近

辺の、昨日の夜の時点では一本も水はありません

でした。事ほどさように、そういう不安などから

買いだめる、買い占めるというような状況が現実

に起きていたわけで、本当に必要な人のところに

行き渡らないというのが一番懸念されるわけで、片方

で買いためが起きるとなかなか現実そうならない

わけでありまして、水や食料は安定的に供給でき

るんだということをやつぱり効果的に周知した

り、繰り返しになつても丁寧なあるいは情報発信

に努めていくということが大事だと思いますが、

これは消費者庁から来ていただいておるかと思いま

すが、よろしくちょっと答弁をお願いしたいと

思います。

して調達をしようとする努力をしようとしても、片方

で買いためが起きるとなかなか現実そうならない

わけでありまして、水や食料は安定的に供給でき

るんだということをやつぱり効果的に周知した

り、繰り返しになつても丁寧なあるいは情報発信

に努めていくということが大事だと思いますが、

これは消費者庁から来ていただいておるかと思いま

すが、よろしくちょっと答弁をお願いしたいと

思います。

○政府参考人(小田克起君) 海外からの水、それ

から食料の受入れ体制、それから状況について御

説明いたします。

まず、体制でございますが、被災者生活支援特

別対策本部事務局に専門の班を置きまして海外か

らの支援の受け入れ調整を行つております。それか

ら、水、食料に関します受入れ状況でございます。

が、既にアメリカ、韓国を始めとする各国等から

支援を順次受け入れているところでございます。

今後も、被災地域のニーズなどを踏まえつつ、

各國からの支援の申出に適切に対応してまいりた

いと考えております。

○柴田巧君 是非、引き続いてよろしくお願ひを

したいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 続いて、昨日も若干ちよつと質問があつたかと

は思いますが、今、農産物あるいは水産物、海の

方のいろいろな心配、あるいは水産施設の心配など

が大きいわけですけれども、これだけ大きな地震

があつて、その後余震も続いている中で、いわゆ

る農業用ダムやため池などの被害状況、というのも

一体どうなつてしているのか一度確認をしなきゃなら

ぬと思いますし、そのときは表面的には大丈夫で

も、これだけ余震が続くと、入つていった目に見え

なかつた亀裂が大きくなつていつたりするという

可能性もあるのではないかと心配をするところであ

りまして、二次災害などを防ぐためにもそう

いった農業用ダムやため池などの農業用施設の緊

急的な点検、調査の状況、どうなのか、また今後

どういうふうにやつていかれるのか、お尋ねをし

たいと思います。

○大臣政務官(吉田公一君) 私も実は昨日、霞

ヶ浦の地域に視察に行ってまいりまして、御指摘

の農業用地、あるいは堤防だとかそういうものについてかなり被害を受けているということを認識してまいりました。

今まで点検をした地域は八百六十九か所と伺っておりますが、そのうちの四十二か所につきましてもう既に決壊やひびが、クラックが発生しております。その損害を確認したところございまして、その損害を確認したところございまして、被害が確認されましたダム、ため池におきましては、二次災害防止のための専門技術者の助言も受けながら応急対策を実施していくところでございます。

引き続き、被害実態の把握、点検に努めますとともに、施設の早期復旧に取り組んでまいりたいと思つております。

○柴田巧君 是非、その点もよろしくお願ひを

それから、今日もいろいろと議論が出ておりますが、農産物、それから水産物も大変なんですが、昨日、牧草、飼料等々についてもモニタリングといいますか放射能の検査の必要性を認識されているということございましたが、私も専門的な知識がないのであります。森林などにはどういうこの放射能の影響がこれから出てくるのか、それが我々にどういう影響を及ぼしてくるのかと

いうことを心配をするところであります。とりわけその中でも、我々の口の中に入つてくる、いわゆる特用林産物などについてもその検査の必要性がやつぱりあるのではないかと思われるんですが、そこら辺はどういうような認識でしょうか、お尋ねをします。

○副大臣(篠原孝君) 今回の原子力発電所の事故を踏まえました食料の安全確認につきましては、農産物、水産物、林産物を問わず、厚生労働省がまず第一義的に食品衛生法に基づきまして暫定規制値を決定、公表することになります。厚生労働省が働きかけて、関係県の協力を得まして検査をするという体制になつております。今ど手が付けられておりません。

農林水産省といたしましては、今後とも、もう必要とあらば林産物についても検討いたしますか

して、協議いたしまして、円滑に実施してまいりたいと思っております。

ただ、今、柴田委員は外のものというふうに

おつしやつたんですが、私の地元は長野県の北の方でござりますけれども、キノコの产地でございまして、みんなの中で栽培した菌、おがくずの中でやつておりますので、今店頭に並んでいたり

しているものについては非常に安全なのではないかと思っております。

特用林産物については一つだけ、新潟県が既に

外にありますシティケについてももう検査を行わされておりまして、検出されておりませんので安全

ということがなつております。これからもひとつ

体系的にやつてしまいたいと思います。特に春のシーズンになりますとワラビとかそういうこと

がどうなるかと。ですけれども、今、一般の畑作物、農作物では、葉物類で、よく降下してくるの

を受け止めるようなものについては一番数値が高

いわけですから、外のものについてはそんな

にないのではないかと私は思つております。

○柴田巧君 いずれにしても、幅広くいろんな調

査を、またその調査の協力を是非していただきたい

て、大丈夫だというものをまた情報発信をしてい

ただきたいと思います。

さて、ライフラインは日を追うごとに復旧をし

つつあるというものの、まだなかなか完全なものにはなつておりますし、また避難所生活をして

おられる方は、御案内とのおり、大変劣悪な状況

の中にあるわけです。そういう中で、どうしても

ういうふうに取り組んでおられるか、お尋ねをします。

○大臣政務官(吉田公一君) 宮城県、福島県からの要請に応じまして、三月二十四日までに木炭二十一トン、そして木炭こんろですね、それを千二百個供給したところござります。今後とも、県から要請があれば準備万端供給したいと、そう思つております。

○柴田巧君 その面においてもひとつしつかりやつていただきたいと思います。

最後になると思いますが、これから被災地での救援はもとより、復旧これから復興に向けて大事になつてくるのは住まいの問題だと思います。

既に仮設住宅などが造られてきたところもありましたが、やはり住むところが安定して初めて、確保

思いますが、そういう意味では大変な数のこれから仮設住宅等を用意をしなきやならぬ部分がある

と思いますけれども、そのいろんな資材等々、木材の確保というのは大変急がれるものだと思いま

す。この点について、どのように農水省として取り組んでおられるのか、また取り組んでいくこうと考えておられるか、大臣にお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 三月の十五日でございましたけれども、林業、木材関係団体との間におきまして東北地方太平洋沖地震災害復旧木材確保対策連絡会議を開催しました。そして、復興用の資材の適切なる供給を確保する、あるいは全国的な木材需要の安定等についての積極的な協力を要請をしたところでござります。そしてまた、三月の十七日には、住宅関連資材の調達に関する情報収集、対策を行うために、農林水産省、経済産業省、国土交通省によりまして会議を実施いたしております。三月十八日には、今回のこの地震に伴う住宅関連資材の不足が予想されることから、関係団体に対しまして、農林水産省、経済産業省、国土交通省によりまして会議を実施いたして

て依頼をいたしております。

今後とも、関係省庁や木材関係業界、団体と連携を図りまして、復旧復興に向けての木材の確保

というところにできるだけの努力をしてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 済みません、ちょっと教えていただ

きたいのですが、非常に木材需要が高まつた場合に、あるいはその関連団体から要請があつた場合に、国有林などを供出、供給するというようなこ

と、可能性としてはあるんでしょうか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 当然、そのような場合は国有林も活用していくこととも考えていいきたいと思つております。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございました。

○柴田巧君 どうもありがとうございました。

○國務大臣(鹿野道彦君) どうもありがとうございました。

○紙智子君 どうもありがとうございました。

○國務大臣(鹿野道彦君) どうもありがとうございました。

○國務大臣(鹿野道彦君) どうもありがとうございました。

○國務大臣(鹿野道彦君) どうもありがとうございました。

○國務大臣(鹿野道彦君) まさしく、重ねて申し上げますけれども、今日の状況というものの状況

を的確に、適切な処置を講じていくためにも的確な情報というふうなものをしっかりと踏まえて、

そして、できるだけ迅速に手を打つていくという

ようなことが今一番求められていると思います。

で、まさしく都道府県とも連携を取りながら、ま

た、農林水産省といたしましては、農政局もござ

いますので、そういう農政局の職員も現地に、そ

れぞれ被災を受けたところに足を運びながら情報



## ○政府参考人(伊藤仁君) お答えいたします。

被災されました中小企業につきましては、まことに年度末の返済期日が問題になつてゐるかと思つております。震災によつて返済猶予を求めるようにも申込みすらできぬ企業も出でてゐるというふうに聞いておりまして、政策金融機関であります日本庫や商工中金において、返済期日が過ぎて申込みがあつた場合にも遡及して返済猶予を認める運用を既に開始しているところでございます。

一方、被害に遭われて復旧に向けた新規の資金証明を受けました中小企業者に対して信用保証協会が無担保八千万円、普通二億円を上限とした一〇〇%保証を行うこととしているところでござります。

また、直接被災されました中小企業者向けの融資制度といたしまして、日本公庫及び商工中金によりまして長期及び低利の災害復旧貸付けも既に開始しているところでございます。特に、事業資産などが全壊するといったような被害の大きな方につきましては、貸付け三年間につきました千萬円を上限として金利の〇・九%引き下げるといつたような措置も講じてゐるところでございまます。

さらに、こういつた措置が十分かどうか検証いたしまして、対策について充実を図つていただきたいと思っております。

○紙智子君 今、大臣お聞きになつてゐるよう

いで、まさに漁業が基幹産業というふうにして地域経済を支えている重要な役割を果たしてゐる、そういうところでお店が撤退したり観光客が激減するということになると地域経済に与える影響は計り知れない。今、函館の例で言つたんではすけれども、小名浜なんかもやつぱりそういう同じような状況、商店がいっぱいあるわけですか。

ど、本当に大変な状況だというふうに思うんです。

安心してやつぱり經營が再建できる支援をするべきじゃないかと、中小企業の対策はあるんだけれども、漁業を柱にということでいうと、そういうことを大臣の方からも一言お願いします。

○國務大臣(鹿野道彦君) この度の大震災による

損傷が大変大きな被害を及ぼしておると、こういうことでございまして、そういう中で、まず私どもたつての漁港なり漁船なり、あるいは水産関係施設に大変大きな被害を及ぼしておると、こういうのを講じて大切、重要だと思っていることは、被災された方々が将来への希望というふうなものを持っています。

漁業、加工流通業の再建や漁港なり漁場なり養殖施設なり、さらに漁村全体の復旧というようなことに向けて、できるだけの努力をしていかなきやならないと、このように考へてゐるところでございます。

○紙智子君 次に、新年度から始まる漁業所得補償についてお聞きします。

この制度は、公共事業の比率が高かつた水産予算を漁業者の手に直接渡る仕組みに変えた点で評価できるというふうに思つてます。ただ、改善すべき点もあると。

この制度は、公共事業の比率が高かつた水産予算を漁業者の手に直接渡る仕組みに変えた点で評価できるというふうに思つてます。ただ、改善すべき点もあると。その点で、資源管理に協力していく方、その方たちに所得を補償することによって水産資源を回復する、そして漁業経営の安定に資する。そういうことによりまして、漁業が持つてゐる多面的機能の強化にもつながると。その延長線上で、日本国全体の食料自給率の向上にもつながるという点で、基本的な目的は一緒ではなきかと思つております。ただ、重点の置き方、理屈付けがちよつと異なるよう受け取られておるのではないかと思ひますけれども、基本的な目標というのは同じでござります。

○紙智子君 なぜこのことをお聞きしたかといふと、漁業の所得補償は共済制度ですから、魚価水準が下がり続けると、結局、基準額とか補償額下がるわけですね。それから、漁業共済といふのは任意加入というふうになつてますから、いかがでしょうか。

積立ぶらすは共済に加入しないと対象にならないということがある。漁業所得補償ということなんだと思います。

それでも、今管理できない事態もあるということなんですが、だから、資源管理という話もあつたんですけども、今管理できることもあるということなんです。

それから、資源管理という話もあつたんですけども、今管理できることなんです。

紙委員御指摘のとおり、農業の場合は、全体の農業、農村の底上げ戦略ということがございます。それで、その中の一つに食料自給率の向上というのがございます。その理由付けて、なぜ農業についてそういうことをするのかというのに対す

る理由付けでござりますけれども、その理由として多面的機能を發揮しているということ、これ歐米では一九九〇年代からずつとそういうことが主張されまして、政策もそういったことに変更されてきているので、それを導入したわけでございます。

漁業の場合はどうするかということ。多面的機能もあるわけですから、第一義的には、私は資源管理、作つて育てて捕るというように、養殖にはそれがあるんですけれども、大半は今ある自然の中に手を加えて、そこから自然が生み出してくれるものの中から分け前を与えていただくと

いうようなことですので、資源管理というのが一番大事なのではないかと。そこがちよつと危うくなつてゐるのじゃないかということで、そこに着目いたしまして、資源管理に協力していく

方、その方たちに所得を補償することによって水産資源を回復する、そして漁業経営の安定に資する。そういうことによりまして、漁業が持つてゐる多面的機能の強化にもつながると。その延長線上で、日本国全体の食料自給率の向上にもつながるという点で、トドが魚を食べるの自然管理で

駆除、陸上防止柵を作る、あるいは追い払い策、有害生物被害防止事業つて行つてますから、こうなつてくると、もう国の、何かやつてもらえないのかということで、本当に若い人たちいるん

ですけれども、非常に苦労しているというのが滅危害駆除できないというのがありますから、

こうなつてくると、もう国の、何かやつてもらえないのかということで、本当に若い人たちいるん

ですけれども、非常に苦労しているのがあ

るわけです。

今現在のトド対策でいうと、強化網の開発とか駆除、陸上防止柵を作る、あるいは追い払い策、鳥獣被害のように柵を作るわけにもいかない

ということ、トドが魚を食べるの自然管理でできないということがあるわけです。

所得補償制度が始まつて、今申し上げたよ

うに思つていて、それで漁業者はやつぱりどうして共済に入れないのというと、出すものがすごくいっぱいあるんですね。だから、漁船保険も掛けているとか倉庫の保険もあるとか、いろんな保険が、それこそ生活の関係する保険も含めてあって、だから本当に掛金が高い共済ということでは

いられないということ、入らない人たちが結構多いということなんですよ。

だから、そういう意味では、言いたいことは、やっぱりそういう漁業経営の不安定性を考えても、本当に共済制度の拡充ということではないに、やっぱりもつと枠を広げて所得補償制度といふものでつくるべきなんじゃないのかなというふうにずっと問題意識を持つていて、そういうことを申し上げたいということなんです。これについて、あればお聞きして、時間になりますので、終わりたいと思います。

○委員長(主演了君) 時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○副大臣(篠原孝君) 農業、林業、漁業、それぞれ形態が違いますので、その形態に合った所得補償制度というのを考えてまいりたいと思っております。漁業の特殊性も紙委員御指摘になつたとおりでございまして、多種多様でございまして、農業のように生産費があつてというような数字もないわけでございましてなかなか難しいんですが、その目的とするところは同じでございますので、なるべく農業に近くような形で考えてまいりたいと思つております。

○委員長(主演了君) 以上をもちまして、平成二十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、農林水産省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(主演了君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会





平成二十三年四月七日印刷

平成二十三年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

D